

調布市社会教育 計画

(素案)

(令和5年度～令和8年度)

～ 学びが広がり 人がつながり
みんなの願いでつくるまち ～

令和5年2月（予定）

調布市教育委員会

＜目 次＞

まえがき

第1章 調布市社会教育計画の概要

1 策定の経緯	p. 4
2 目的	p. 4
3 策定の視点	p. 5
4 計画期間	p. 5
5 各計画等との関係	p. 5
6 基本的な考え方	
(1) 調布市の社会教育が目指す将来像	p. 6
(2) 基本となる理念	p. 6
(3) 計画の全体像	p. 7

第2章 計画の基本となる目標と施策

1 計画の基本となる目標	p. 8
(1) 目標設定の基本的視点	p. 8
(2) 4つの基本目標	p. 8
2 体系図	p. 10
3 基本となる施策	

目標1 子どもを地域で育てる

1-1 地域での子育て支援	p. 11
1-2 地域と学校の連携の推進	p. 12
1-3 青少年の育成	p. 14

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

2-1 障害のある人とともに歩む学び	p. 15
2-2 国際交流につながる学び	p. 17
2-3 差別や偏見のない社会をつくる学び	p. 17

目標3 学びを通じたまちづくり

3－1 地域でともに学ぶ機会の提供	p.18
3－2 地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	p.19
3－3 団体の自主的な活動の支援	p.21
3－4 学習を通した市民参画の推進	p.22
目標4 学び合いのネットワークを築く	
4－1 市民参加による社会教育施設の運営	p.23
4－2 社会教育関連施設の整備と活用	p.24
4－3 社会教育関連施設の資料のネットワーク化	p.26
4－4 学習成果を発表、還元する場づくり	p.27
4－5 地域人材のネットワークづくり	p.28
第3章 社会教育計画の推進にあたって	
1 連携・協力体制	p.29
2 社会教育計画の進行管理	p.29
資料	
1 調布市における社会教育	p.31
2 会議記録	p.32
3 関係機関への説明・ヒアリング	p.32
4 パブリック・コメント手続	p.33
5 調布市社会教育委員	
(1) 名簿	p.34
(2) 調布市社会教育委員 活動記録 平成25年度～令和4年度	p.35
6 社会教育施設一覧	p.38
次期調布市社会教育計画策定に向けたアンケート	
	p.40

＜本計画書の見方＞

- 「調布市基本構想」、「調布市基本計画（行革プラン2023を含む）」、「調布市教育プラン」は、すべての施策に関係しているものと考え、本計画を策定しました。
- 各事業には、「調布市教育プラン」の関連する主要事業番号を記載しています。

第1章 調布市社会教育計画の概要

1 策定の経緯

調布市社会教育委員の会議は、平成11年6月に「調布市における社会教育行政の在り方について」を教育長に対して答申し、計画の必要性を示しました。それを受け、平成13年7月に社会教育法第17条の規定に基づき、教育長は調布市における社会教育計画の原案づくりを社会教育委員の会議に諮問しました。社会教育委員の会議は、平成16年8月に「調布市社会教育計画（案）」について答申し、調布市教育委員会は、平成17年10月に、平成24年度までを計画期間とした「調布市社会教育計画」を策定しました。

平成24年度には、平成17年度策定の社会教育計画が計画期間の最終年次を迎えたことから、社会教育委員の会議は、「調布市社会教育計画」の見直しを基本とした改定作業に取り組み、調布市教育委員会は、平成25年度から10年間を計画期間とする調布市社会教育計画を策定し、様々な取組を実施しました。

令和4年度には、平成24年度策定の調布市社会教育計画が最終年次を迎える、二度目の改定を行うこととなりました。社会教育委員の会議は、社会情勢の変化等に対応した社会教育の振興及び新たな調布市総合計画、新たな教育プラン、市の各種計画等との整合のとれた計画的な事業の推進を目的とし、改定作業に取り組みました。

改定作業においては、社会教育計画策定ワーキンググループを立ちあげ、社会教育に関わる基本的な考え方は変化していないと捉え、既存の計画の体系を維持し、社会情勢の変化に対応した時点修正を中心に検討を重ねました。

2 目的

調布市社会教育計画の目的は、次の3点です。

- (1) すべての市民の学びを保障し、調布市基本構想のまちの将来像や、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指すために、社会教育行政が果たす役割と方向を示す。
- (2) 学校・家庭・地域の連携が求められる中で、社会教育が学校教育と連携を強化し、家庭教育を支援することで、地域社会の教育力を醸成する。
- (3) 社会教育の計画・実施・評価に市民の力を生かし、市民が自主的な社会教育の活動を活発に行える環境づくりに努め、行政と市民がよりよい地域社会の実現に取り組む、育み合う関係を構築する。

3 策定の視点

これまでの調布市社会教育計画の取組を踏まえ、第10期中教審生涯学習分科会で指摘された社会的包摂の実現、人生100年時代・Society5.0に向けた対応、地域活性化の推進などの課題を念頭に置きつつ、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議の議論や次期社会教育計画策定に向けたアンケートで明らかになった、コロナ禍における事業実施の在り方、ICTを活用した活動へのニーズ、様々な理由で困難を抱える人への理解の醸成など、調布市の社会教育環境を取り巻く課題に対応するため、以下の視点から策定しました。

- 既存の計画体系を維持し、これまでの取組成果を踏まえた社会情勢の変化に対応した計画とする。
- 調布市総合計画、教育プランなど他の行政諸計画との整合を図る。

4 計画期間

この計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、4年間を計画期間とします。なお、計画期間に、社会情勢の変化などが見られた場合には、必要に応じて計画の見直しや修正を行うこととします。

5 各計画等との関係

「調布市総合計画」及び「調布市教育プラン」を上位計画とします。

調布市社会教育計画は、調布市教育プランに基づき、教育委員会が所管する社会教育分野を主な対象としていますが、社会教育行政の基本方針を明らかにするには、生涯学習【※1】という広範囲な視点も必要なことから、計画の策定に当たっては、本市の実情を踏まえ、他の行政諸計画との整合を図るものとします。

調布市
総合計画

調布市教育プラン

調布市社会教育計画

関連する計画

- ・調布っ子すこやかプラン
- ・調布市地域福祉計画
- ・調布市障害者総合計画
- ・第3次調布市子ども読書活動推進計画
- ・調布市男女共同参画推進プラン
- ・調布市環境基本計画
- ・調布市地域福祉計画
- ・第7期調布市高齢者総合計画
- ・調布市市民参加プログラム
- ・調布市地域情報化基本計画
- ・市民参加手続きガイドライン協働推進ガイドブック

【※1】 生涯学習とは

人々が自己の充実や啓発、及び生活の向上のために、必要に応じて各自に適した手段・方法で自発的意思に基づいて、生涯を通して行う学習のことです。

6 基本的な考え方

（1） 調布市の社会教育が目指す将来像

学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち

学びが広がり、人の輪を広げていくようなまちを目指して、多くの市民が参画できる社会教育の環境を整備していきます。地域の課題を見つけ、市民が相互に学び育ち合う社会を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組んでいきます。

（2） 基本となる理念 「3つの原則」と「3つの立場」

調布市社会教育計画では、社会性・公共性に基づき、地域を拠点として市民が仲間とともににつながりのなかで取り組むすべての学習活動を社会教育の活動としてとらえ、つぎのような「3つの原則」「3つの立場」を基本理念とします。

3つの原則

第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。

第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

3つの立場

第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第2に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。

第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。

(3) 計画の全体像



第2章 計画の基本となる目標と施策

本章では、第1章で述べた調布市の社会教育が目指す将来像を実現していくため、基本理念や計画策定の前提となる視点を踏まえて設定した目標や事業計画を説明します。

1 計画の基本となる目標

(1) 目標設定の基本的視点

前計画の取組状況やその評価にあたる団体アンケート結果や各団体へのヒアリングの結果から、前計画期間からの社会情勢の変化を踏まえながら継続的に事業を実施していく必要があります。

そこで前計画の各章の基本的な視点や考え方を尊重して、以下の4つの基本目標を設定しました。

(2) 4つの基本目標

目標1 子どもを地域で育てる

核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などを背景として、養育に不安を抱えた保護者の問題や、発達に遅れや偏りのある子どもの一貫した支援体制の強化等の課題が生じています。このように近年の子どもをめぐる社会情勢が変化している中で、学校との連携をより深めながら、子どもを家庭だけではなく地域で育てる視点がますます重要です。

そこで、子どもたちと地域の人が交流することによって、豊かな体験を積み重ねる活動を支援していきます。また、子育て中の保護者同士が交流できる場を作り、安心して学び合える環境づくりを推進します。

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

誰もが地域の中でいきいきと生活するために、学びの機会は開かれていくなければなりません。障害のある人や外国にルーツのある市民をはじめ、特別な教育的ニーズを持ち、学習機会への参加の制約を受けやすい人々に、主体的に学習できる機会を提供することにより、社会参加の促進を図ることが必要です。

また、差別や偏見のない共生社会を目指して、多様な人々への理解を深め、交流し、豊

かな心を育む学習機会を提供していきます。

目標3 学びを通じたまちづくり

気候変動や社会経済状況の変化など、地域をとりまく状況はますます多様化・複雑化しています。また、東日本大震災の記憶が残る中で、令和元年東日本台風(台風第19号)が起こる等、改めて地域の「つながり」や共助が求められています。このような状況を踏まえ、市民が協力し合い自らが課題を調査・発見し、主体的に解決していくことが大切です。地域を知り、学ぶことを通じて、つながりや地域を築いていく、参加と協働のまちづくりを目指します。

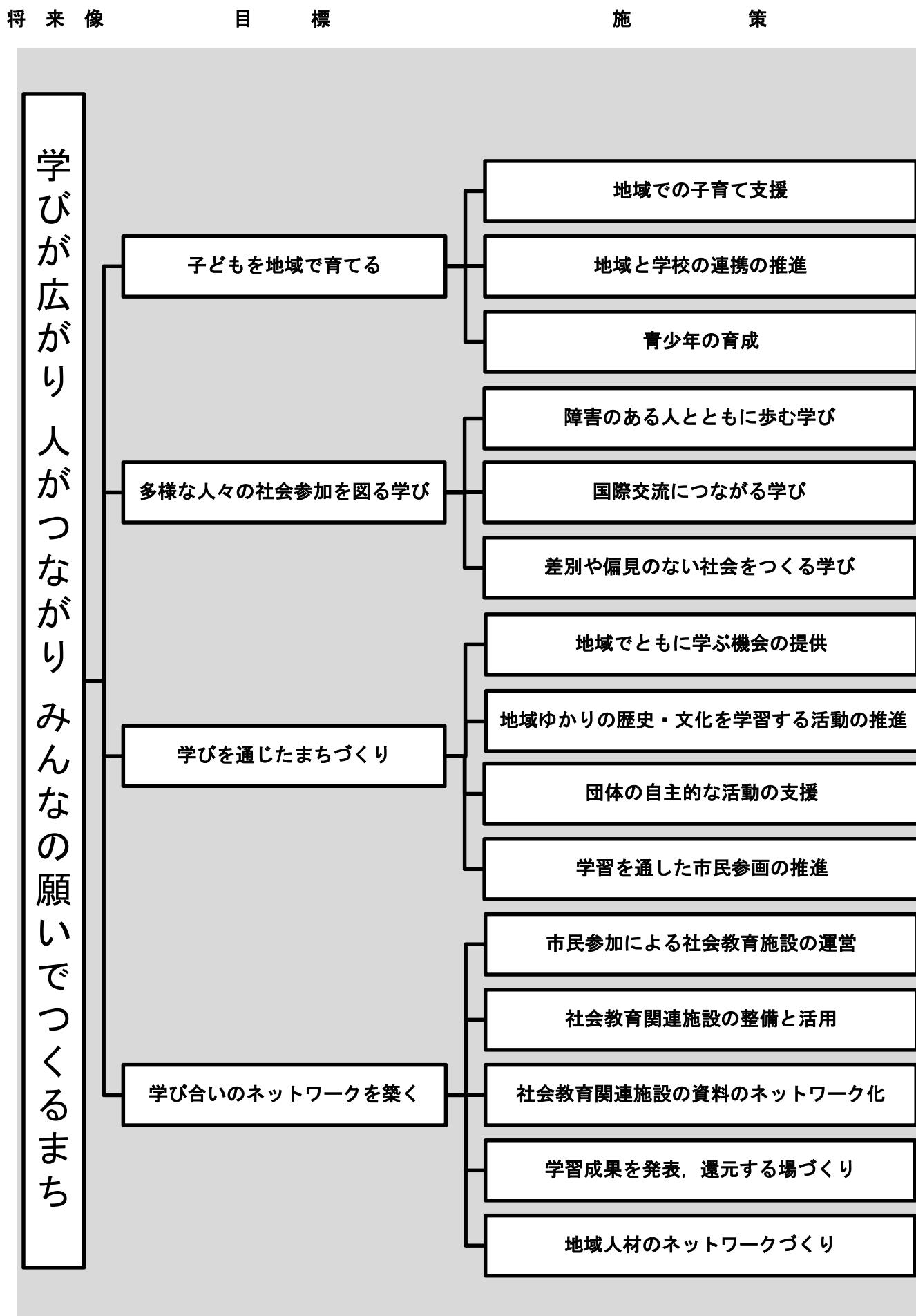
そのために、多様なテーマを地域でともに学び、郷土への愛着を育む機会を作り出すとともに、団体やグループでの自主的に学び合う活動を支援していきます。また、学びを通して培われた経験や知恵を地域に還元できるまちづくりと人材の育成を進めます。

目標4 学び合いのネットワークを築く

地域の社会教育関連施設は、市民が学び合い、交流を深め、学習成果を発表する、地域を担う人づくり・関係づくりの拠点です。地域の学び合いのネットワークを支える場として、誰もが利用しやすいよう環境を整えていく必要があります。また、コロナ禍をきっかけに、インターネット上のコミュニケーションが増えたことに対する対応も必要です。

社会教育関連施設の運営は、市民の意見を聞き、職員と市民が連携して取り組むことを目指します。また、市の関連する諸計画に基づき施設の整備や活用を進めるとともに、施設や資料のネットワーク化を進めます。市民の自主的な社会教育の活動を支え発展させるために、職員と市民が相互に協力して、ともに育ち合う環境づくりを図ります。

2 体系図



3 基本となる施策

目標 1 子どもを地域で育てる



1-1 地域での子育て支援

子どもたちのすこやかな成長と、子育て中の保護者を支えるのは地域の役割です。子育てをめぐる悩みや不安の原因は多種多様で、配慮を必要とする家庭も増加する中で、きめ細かな支援が必要とされています。

調布市は「調布市子ども条例」に基づき、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、相談体制の構築や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。

各公民館における子育て支援のための家庭教育事業の実施や、家庭教育及び青少年教育に関する情報提供のための社会教育情報紙「コラボ」の発行を中心に、子ども関連部署とも連携しながら子育て支援に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動の推進を通して子どもたちの豊かな心の育成に取り組みます。

事業	概要	担当	教育 プラン
社会教育情報紙 「コラボ」の発行	家庭教育及び青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図る。	社会教育 課	8- 26
公民館家庭教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。 (地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 28 参照)	公民館	9- 31
子どもの読書活動の推進	子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を得、社会の中で生きる力を習得する上で欠くことのできない読書の力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料を提供し、資料と子どもを結びつけるためのおはなし会等の事業を行う。子どもと子どもの本に関心のある大人に対して、子どもの本に親しむ会など様々な事業を実施する。	図書館	9- 32

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）・

調布市地域福祉計画（平成30年）・調布市障害者総合計画（平成30年）・

第3次調布市子ども読書活動推進計画（平成31年）

1－2 地域と学校の連携の推進

子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力を育てるには地域の力が必要です。地域コミュニティが学校と連携し、家庭と協力して、地域一体となって子どもを育めていくことが大切です。

学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すために、地域学校協働本部における地域協働活動を推進しています。

その中で、これまでの学習成果を還元する場としてボランティア活動が有効なだけではなく、ボランティア活動をすること自体が、多様な人々と関わり合いお互いに育み合う学習活動となります。学習やボランティアの活動によってつくられた市民同士のつながりが、地域の教育力となり、様々な教育活動の新たな展開に結びついていきます。

また、市立小中学校すべてで実施する「あいさつ運動」をはじめ、PTAが企画する家庭教育セミナーや中学生の職場体験学習、学校運営協議会制度（未導入の学校は、学校評議員制度や学校関係者評価を活用）の実施などにより、地域と学校・家庭が情報を共有し連携を強めています。同時に、児童虐待防止のため子ども関連部署と連携を図っていきます。

加えて、地域ぐるみで子どもたちを見守るため、「こどもの家」活動や通学路の安全確保の推進等、地域とともに子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでいきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
通学路の安全確保の推進	通学路標示板の更新、通学路マップ作成配付、児童通学見守りによる啓発等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、保護者・地域との連携で通学時の安全対策を図る。 また、上下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全対策に資することを目的として、平成27年度から設置をした通学路を撮影する防犯カメラは、今後、維持管理を行っていく。	学務課	6－ 22

要保護児童対策地域協議会との連携	児童虐待防止のため、調布市では要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置している。教育委員会もその構成員として、協議会を構成する関係機関と連携・協力し、要保護児童等に対する支援を図る。	指導室	4－ 15
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び推進	調布市教育委員会から任命された学校運営協議会委員が校長の作成した学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べたり、また、教職員の任用について教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を段階的に導入する（令和7年度までに全市立小・中学校に導入予定）。また、コミュニティ・スクールを導入した学校では、学校運営協議会において、学校で行う自己評価の結果を受けて学校関係者評価を行い、翌年度の学校運営上の課題や解決のための方針を示し、教育活動の改善を図る。	指導室	5－ 16
地域学校協働本部の活用（地域人材を活用した教育活動の推進）	地域コーディネーターを中心に、保護者や地域住民、企業の学校教育活動への参画を図り、学校と地域が連携・協働して子どもたちに学ぶ機会を与える地域学校協働本部の活用を推進する。	指導室	5－ 16
学校評議員制度の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、教育活動、学校評価、学校・家庭・地域との連携などの学校運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べ、学校を支援する学校評議員制度を継続して実施する。	指導室	5－ 16
学校関係者評価の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、保護者や学校評議員、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会が、学校が行う自己評価の結果を評価することにより、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を促進する。	指導室	5－ 16
家庭教育セミナーの支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、オンラインを含めた助言や助成などの支援をする。	社会教育課	8－ 26

子どもの家活動の支援	各学校区において、登下校中や外で遊んでいる時に、不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際に子どもを保護するため、通学路を中心とした地域の協力者の家、商店等が「子どもの家」として登録し、危険から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所として実施している取組を支援する。 市では、市内事業所8団体と覚書を交わし、児童・生徒の安全を守る取組の強化を図っている。	社会教育課	6－22
学校図書館と公共図書館の連携による子どもの読書活動の推進	市立図書館は、小学校3年生を対象にした図書館ガイダンスの実施、小学校2年生の町たんけんの受入れ、調べ学習に関する資料提供や団体貸出等を中心に、小・中学校と連携を図っている。また、中高生による職場体験の受入も行っている。さらには、市立図書館と学校図書館の担当者で図書館ガイダンス等の実施状況を確認し、連携事業の改善・強化を図っている。	指導室 図書館	2－9

1－3 青少年の育成

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身に付けさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

調布市は、学校の放課後における安全・安心な遊び場を確保するために、放課後遊び場対策事業の充実を図り、全小学校に設置しているほか、青少年の居場所・活動場所として、青少年交流館を運営しています。また、公民館においても、青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施していきます。

今後も、青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るための取組を行います。

事業	概要	担当	教育 プラン
青少年交流館の運営	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通して、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る。	社会教育課	8－28
公民館青少年教育事業の実施（地域）	青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施し、青少年の学習活動支援、仲間づくりなどの場	公民館	9－31

に根差した公民館活動の推進)	を通して、学校以外で「生きる力」や変化の激しい社会を「生き抜く力」を育むことにつなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)		
地域で活躍できる人材の養成	<p>青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会（JSL）、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会（JL）、高校生学齢を対象としたシニアリーダー（SL）講習会の実施及び支援を行う。</p> <p>レクリエーション講習会では、青少年の健全育成の担い手としてレクリエーション指導者の養成を図る。</p>	社会教育課	8-27

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

2-1 障害のある人とともに歩む学び



「障害者差別解消法」の考え方では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえています。障害者をいわゆる障害者手帳の所持者に限定しておらず、障害の捉え方について社会の認識も変わりつつあります。障害の有無にかかわらず、地域で交流しながら共生できる社会の実現に向けて、誰にでも開かれた学習環境を目指します。

杉の木青年教室や遊i n g（ゆーいんぐ）、のびのびサークル等の事業を展開し、障害のある人を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある人への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。

また、様々な学習活動の場がある中で、障害の有無にかかわらず多様な人々がともに学ぶ環境を整えるため、手話通訳、点訳、音訳事業等の充実を目指し、図書館の利用支援サービスなどの推進をしていきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
杉の木青年教室事業	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する。	社会教育課	9-30
のびのびサークル事業の推進	特別支援学級在籍者・卒業生及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に、ダンスやゲーム、バスハイクなどを開催し、様々な社会体験の機会を提供する。	社会教育課	9-30
遊i n g (ゆい-んぐ)事業の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験の機会を提供する。	社会教育課	9-30
障害のある方の学習参加の支援	紙の資料をそのままでは利用できない方のために点字や音声にする、事業の企画にあたっては手話通訳付きで実施できるように配慮するなど、視覚や聴覚などをはじめとした障害者の学習参加を支援し、多様な人々がともに学ぶ環境を作る。	社会教育課 公民館 図書館	9-31,32
公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31
図書館利用支援サービスの推進	資料があってもそのままでは読むことができない、来館が困難など、図書館を利用したくても利用できない市民に対して、資料を点訳・音訳して提供する、宅配するなどにより、誰でも図書館を利用できるように支援する。実施にあたっては多くの市民の協力を得て行い、併せて、これらの事業に携わる音訳者、点訳者、布の絵本製作者等の養成を行う。	図書館	9-30

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）・

調布市障害者総合計画（平成30年）・第3次調布市子ども読書活動推進計画（平成31年）

2-2 国際交流につながる学び

調布市でも外国にルーツのある市民の居住が進み、生活習慣の違いや日本語への対応の

困難により、日常生活の様々な場面での配慮や支援が必要不可欠な状況がある中、誰もが多様な文化への理解を深めるのは大切なことです。

「調布市国際交流平和都市宣言」(平成2年)に基づき、世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深め、ともに暮らしていける地域社会づくりを促進するため、各種国際交流事業を実施しています。

各社会教育施設で実施している国際理解講座などでは、様々な国の歴史や文化を紹介することで、地域においても国際理解を進め、さらには外国にルーツのある市民との交流・共生を深め、市民同士のネットワークにつなげていきたいと考えています。

事業	概要	担当	教育 プラン
公民館国際理解教育事業の実施 (地域に根差した公民館活動の推進)	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31

2-3 差別や偏見のない社会をつくる学び

調布市では、市民一人一人が、個人の能力、環境、個性、性別について偏見を持つことなく、理解を深める中で人権が尊重され、理解しあい、能力、個性を発揮できる社会の実現を目指しています。

調布市では、平成19年には「いじめや虐待のないまち宣言」を行い、平成26年に「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」を策定し、取組を進めてきました。今後も、子どもたちや地域の大人たちが人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育・啓発事業を進めていきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
人権教育の推進	人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進する。	指導室	1-2
情報モラル教育の推進	1人1台端末環境の実現といったGIGAスクール構想の推進により、児童・生徒がインターネットを利用する機	指導室	1-7

	会が増えることから、SNSによるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るため、保護者も含め、児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発を行うなど、情報モラル教育の一層の充実を図る。		
道徳教育の推進	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進める。	指導室	1-4
公民館家庭教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P11	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。 (地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31
公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P16	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるように学習の機会を提供し、学びを生かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）

調布市男女共同参画推進プラン（第5次）（令和4年）

目標3 学びを通じたまちづくり



3-1 地域でともに学ぶ機会の提供

子どもから大人までが、地域課題の調査、発見、解決を目指した多様なテーマの学習を通して、人と人とのつながりを築き、学習の成果を地域に還元できるような活動を進めます。また、その活動に参加するきっかけづくりに努めます。

社会教育施設を中心とした講座やイベントなど、市民の自主的な学習活動を中心に、地

域ぐるみの活動の支援に取り組みます。

また、高齢者の生活の潤いや生きがい、健康づくりを支援することを目的に、高齢者教育事業を行うことで、高齢期の豊かな生活を支援します。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
公民館国際理解教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）（再掲）P17	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照）	公民館	9-31
公民館成人教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）（再掲）P16	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照）	公民館	9-31
公民館高齢者教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	高齢者が抱える悩みや不安の解消、健康、生きがいづくりなど、テーマ性と連続性などを含んだ学習の機会を提供し、高齢期の豊かな生活を支援する。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照）	公民館	9-31
読書会、講座、講演会の実施及び支援	読書会や講座、講演会を主催し、また開催を支援することにより、市民の学習を支援する。	図書館	9-32

●関係する主な個別計画●

調布市環境基本計画（平成28年）

調布市地域福祉計画（平成30年）・第7期調布市高齢者総合計画（平成30年）

3-2 地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることへつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。

とりわけ、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財などについては、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進	郷土の歴史・文化について調査・研究し、その成果を展示公開するとともに、講座・講演会、見学会等の事業を実施することで、地域ゆかりの歴史や文化に触れる機会を提供する。	郷土博物館	10-34
学校教育との連携事業の推進	学校教育の学習内容に即した展示・出前授業等の教育普及事業を実施する中で、郷土の歴史・文化に触れる機会を創出する。また、新たに調布市に赴任した小中学校教員の授業支援につながるよう初任者研修や課題別研修の受け入れを行う。	郷土博物館	10-34
博物館法の一部改正の趣旨を踏まえた取組の推進	令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組や、多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業を推進する。	郷土博物館	10-34
文化財の保存・活用	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、東京都教育委員会主催の東京文化財ウィークへの参画により、市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大や見学会、講演会等を実施するほか、広報誌やSNSを活用した情報発信を行う。	郷土博物館	10-33
郷土芸能の保存・継承	市内に残る郷土芸能を保存し、次世代へと継承していくため、後継者育成を支援する。また、市指定無形民俗文化財である「調布の祭ばやし」を保存・継承し、地域文化の向上や市民の郷土愛の醸成に寄与できるよう、「調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を実施する。	郷土博物館	10-33
国史跡下布田遺跡整備事業の推進	学識経験者、文化財保護審査会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」における検討、市民ワークショップ、学校連携事業などの普及啓発の取組を重ねながら、史跡整備事業を推進する。	郷土博物館	10-33
国登録有形文化財真木家住宅の	国登録有形文化財真木家住宅と隣接する公園との一体的な有効活用に関する検討を行いながら、保存・活用に向けた取	郷土博物館	10-33

保存・活用	組を推進する。		
武者小路実篤を中心とした特色ある事業の展開	武者小路実篤、白樺、新しき村を中心として、多様なジャンルにわたる収蔵品をもとに、実篤の幅広い活動や魅力を紹介し、特色ある展示・普及事業を展開する。また、博学連携事業を積極的に進め、子どもたちが博物館施設に親しみ、人間愛・郷土愛を育む取組を実施する。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成	図書館では、調布市にまつわる資料の収集のほか、「子どものために調布のむかしばなし」という本を作成し、頒布をしている。 郷土博物館では、時代の変化に伴い失われるおそれのある生活風習、行事、まち並みなど、後世に残すべき郷土の歴史・文化の情報を収集し、記録作成を推進する。	図書館 郷土博物館	10-34

3-3 団体の自主的な活動の支援

市民による自主的な学習活動は、芸術、文化から地域課題に関するものまで多岐にわたり、これらの活動は、調布市の芸術・文化の醸成、ひいては地域の活性化につながるものです。

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、オンラインを含めて社会教育関係登録団体や学習グループの活動を支援することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。

現在、社会教育施設を利用する団体の固定化、高齢化が課題となっています。これに対し、公民館では、市民の主体的な学習と団体設立を目指し、講座、教室等の公民館主催事業への参加を契機に派生した学習グループの育成や公民館登録団体への移行を支援します。

事業	概要	担当	教育プラン
学習グループのサポート	市民の自主的なグループ学習を支援し、公開講座の実施などにより、学習した成果を地域社会に還元し、活動の支援を推進する。	社会教育課	9-29
社会教育関係団体の育成と支援	社会教育関係団体に対して、一般に公開する事業等の経費の助成を行い、市民の自主的な社会教育活動を促進し、市の社会教育の発展を促す。	社会教育課	9-29
公立学校PTA連合会活動への	学校教育、社会教育について学校と家庭との連携を図ることを目的に、調布市公立学校PTA連合会の広報、体育事業、	社会教育課	5-16

支援	懇談会, 講演会などの活動に対し, 補助金を交付することにより, P T A活動の促進を図る。		
公民館登録団体の地域参加の検討・充実, 組織化への支援 (地域に根差した公民館活動の推進)	公民館登録団体との共催事業を実施したり, 登録団体会員を講師やサポーターとして活用することで, 地域全体で社会教育活動を支え, 地域活性化を図る。また, 公民館の主催事業への参加を契機に派生した学習グループを育成し, 公民館登録団体への移行, 組織化など公民館利用団体の自主的な活動を支援する。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8 参照)	公民館	9- 29

3-4 学習を通した市民参画の推進

子どもたちが自由で夢のある意見を表明できる機会や, 豊富な経験や知識が培われたシニア層の力を地域に還元できるまちづくりを進めていきます。またそれを担う人材の育成に努めています。社会教育施設を中心に地域の学習活動の企画や運営, サポートに市民が参加し, 意見交換や交流をすることで, 地域の活性化, 地域人材の活用を図っていきます。

また, 市民活動支援センターでは, 市民活動に関する相談のほか, 必要な情報の収集や情報発信のサポート, N P O 法人等の各種団体や関係機関, 市民の連絡調整など, 多様な活動主体の連携が図られるよう取り組みます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
二十歳のつどいの運営	人生の節目として, 将来について考える機会となるつどいの場として二十歳のつどいを実施する。また, 実行委員会を設置し, 幅広い若者世代の参加の機会を設ける。	社会教育 課	8
調布っ子 “夢”発表会の実施	子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに, 活動を通して, まちづくりへの参加意識の向上を図る。また, 子どもたちが発表の成果を感じられるような取り組みを検討する。	社会教育 課	8- 28
社会教育委員の会議の運営	社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき, 社会教育委員を設置している。社会教育委員は, 市の社会教育に関して, 調布市教育委員会に助言・答申等を行う。	社会教育 課	—
公民館登録団体の育成と支援	調布市公民館利用団体の登録及び援助に関する規則に基づいて, 公民館登録団体の活動の育成と支援をし, 公民館を学	公民館	9- 29

(地域に根差した公民館活動の推進)	習や成果発表の機会や場として提供することで、地域の活性化と生涯学習の推進につなげる。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)		
3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援 (地域に根差した公民館活動の推進)	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館(東部公民館・西部公民館・北部公民館)で活動する団体(利用団体連絡会等)で組織する連絡会において、交流や情報交換などをを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-29
地域連携事業の推進(地域に根差した公民館活動の推進)	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31
国史跡下布田遺跡市民ワークショップの実施	国史跡下布田遺跡整備のコンセプトづくりに市民意見を反映させるため、市民ワークショップを実施する。また、開園後は、史跡に关心を持つボランティアや地域住民が、史跡公園を活用した学びや活動に主体的に関われるよう、市民ワークショップを通じた「扱い手づくり」の取組を推進する。	郷土博物館	10-33

●関係する主な個別計画●

調布市地域福祉計画(平成30年)・第8期調布市高齢者総合計画(令和3年)

目標4 学び合いのネットワークを築く



4-1 市民参加による社会教育施設の運営

社会教育分野においては、以前から市民参加で実施している各種委員会・審議会・協議会など(以下「審議会等」という。)を有効に活用してきました。また、各施設における利用者団体連絡会などにおいては、地域住民の意思が反映されるしくみづくりを進めてきました。

調布市では、調布市市民参加プログラムを始め、市民参加手続きガイドライン、協働推進ガイドブックに基づき、様々な行政活動に関して、その内容に応じた適切な市民参加手続きや協働事業の実践に努めるとともに、調布市パブリック・コメント手続き条例及び調布市審議会等の会議の公開に関する条例の適切な運用を図っています。

今後もルールに基づく市民参加・協働に関する手法により、市民の意見を聞きながら、多岐にわたる学習ニーズに対応していくことを目指していきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
公民館運営審議会の運営	社会教育法第29条、調布市公民館条例第17条による設置。館長の諮問により公民館における各種事業、またその企画実施について調査審議し、助言をする。	公民館	—
図書館協議会の運営	図書館法第14条及び調布市立図書館条例第9条により設置しており、図書館の運営について館長の諮問に応じるとともに、図書館活動について館長に対して意見を述べる機関である。年4回開催している。	図書館	—
郷土博物館機能の在り方や方向性の整理	郷土博物館は、昭和30年代の都市化の進展に伴い、従来の生活様式が失われていくことを憂慮する多くの市民の熱意に支えられ、昭和49年に開館した。開館から45年以上経過する中で、今後の郷土博物館機能の在り方や方向を市民の視点を取り込んだ形で整理するため、郷土博物館の在り方検討会を設置する。	郷土博物館	10-34

●関係する主な個別計画●

調布市市民参加プログラム（平成16年）・調布市地域情報化基本計画（平成16年～）
市民参加手続きガイドライン協働推進ガイドブック（平成22年3月）

4-2 社会教育関連施設の整備と活用

市民の自主的な学習活動を中心とする社会教育の活動を推進するうえで、地域の学びの拠点である社会教育施設の老朽化対策やICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）への対応は重要です。

誰もが安全かつ快適な環境で学習活動に取り組むことができるよう、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づき、社会教育施設の適切な維持保全に努めます。

また、コロナ禍を機にインターネット上のコミュニケーションが増えたことを受け、公民館等の社会教育施設でWi-Fi利用を促進します。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
学校施設の開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援	学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興、普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図る。	社会教育課	9－ 29
八ヶ岳少年自然の家の管理運営	昭和58年に開設した施設であり、施設（外構含む）の老朽化が進んでいるため、計画的に維持保全を実施していく。	社会教育課	8－ 28
公民館の施設整備、Wi-Fi利用の推進	建設後47年が経過する東部公民館をはじめ、西部公民館や北部公民館においても老朽化が進んでいる。そのため、計画的な施設改修やWi-Fi利用を促進し、安全で良好な施設環境の中で市民の学習活動、地域活動を進める。	公民館	9－ 31
図書館分館の整備の推進	市内に10館ある分館のうち8つの分館は、開館して40年以上を経て、経年劣化が進んでいる。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう大規模改修も含め維持保全を行う。	図書館	9－ 32
郷土博物館の整備	郷土博物館は昭和49年に開館し、45年以上経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づいて、計画的な老朽化対策を行う。並行して、年々増加する資料への対応、多摩川浸水想定区域からの収蔵資料等の移転、バリアフリー対応などの施設的な課題を踏まえ、中長期的視点に立った郷土博物館の在り方を検討する。	郷土博物館	10－ 34
実篠記念館の整備	市民が安全に安心して快適に利用できる芸術鑑賞施設となるように、老朽化した施設・設備の整備を図る。また、貴重な文化遺産を後世に継承するため、作品・資料等を良好な状態に保つため展示・保存環境の維持・改善に努める。	郷土博物館 (実篠記念館)	10－ 34
実篠公園の整備と、実篠記念館とのより一体的な事業展開の検討	地域ゆかりの文化遺産である実篠公園の良好な環境の維持に向けた整備とともに、登録有形文化財に指定されている旧実篠邸の保存・活用を図る。また、実篠記念館と実篠公園のより一体的な事業展開を検討する。	郷土博物館 (実篠記念館)	10－ 34

●関係する主な個別計画●

4-3 社会教育関連施設の資料のネットワーク化

市民自らが地域の課題を調査・発見し、まちづくりにつなげる学習を支援するため、図書館や博物館などを中心に資料の収集、保存及びデータベース化に努めます。

ICTを利用した資料のネットワーク化を図ることで、各種資料を市民の学習に有効に活用できるような取組を進めていきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
市民の手によるまちの資料情報館事業の推進	調布市地域情報化事業の一環として、市民の目線で、市民自らが調布に関する事柄を調査、整理し、調布市立図書館のホームページを通じて発信している。	図書館	9-32
図書館資料の収集、整理、提供、保存	一般書・児童書・地域資料・外国語資料等、求められる資料・情報を選定・収集し、利用者が検索しやすい形にデータを整備し、資料に適した装備（コーティング・バーコードの添付等）を行う。書架は、常に利用しやすいように工夫し、充実した内容・新鮮さを保つ。年月を経た資料は、修理・製本・除籍を行い、資料的価値を考慮して保存庫等で保管・維持する。 収集・整理・保存されている図書館資料を、貸出、閲覧、複写などによって利用者に提供する。 資料には、新聞・雑誌・逐次刊行物・データベース等を含む。	図書館	9-32
調査活動への支援	資料探索や調査研究の支援を行う。また、調べ方の案内シートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援や環境整備を行う。	図書館	9-32
地域資料のデジタル化の推進	調布市の地域資料は調布市以外にはないことから、市には地域資料を収集し、保存する責任がある。資料を保全しつつ、利用を図るために、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。	図書館	9-32
収蔵資料データベースの整備・公開	地域ゆかりの様々な資料を収集、整理、保存し、市民からの聞き取り等を含む調査研究や博物館ボランティア等の多様な主体との連携により、収蔵資料情報のデータ整備・公開を図る。また、市公式YouTubeチャンネルやSNSを活用する。	郷土博物館	10-34

	用し情報発信する。		
実篤関連作品・資料の収集、整理・保存、修復の推進	地域ゆかりの貴重な文化遺産である実篤関連の作品・資料を収集、整理・保存、修復し、公開・活用するとともに、後世に伝えていく。	郷土博物館（実篤記念館）	10-34
実篤関連及び収蔵品情報の収集と提供	多岐にわたる実篤関連及び収蔵品の情報を収集し、展示や普及活動の基本資料として活用するとともに、情報を提供する。	郷土博物館（実篤記念館）	10-34
実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用	多岐にわたる実篤記念館収蔵品のデータ整備を図り、情報提供システム（収蔵品データベース、情報閲覧システム、映像視聴システム、ホームページ）をリニューアルし、安定的な維持運用に努める。	郷土博物館（実篤記念館）	10-34
実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携	実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携を図り、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実践において教材と学習の場を提供する。また、これまで来館が困難だった地域の市内小・中学校にも、ICTを利用して積極的に実篤記念館を活用する機会を提供する。	郷土博物館（実篤記念館）	10-34

●関係する主な個別計画●

調布市地域情報化基本計画（平成16年）

4-4 学習成果を発表、還元する場づくり

市民が主体的に学び、理解し、そこで得た学習成果は、個人で完結させるものではなく、広く外に向かって発信することで、地域に学習成果を還元していくこともできます。

団体・サークルの活動内容や学習成果を発表し、経験を交流し合う機会は、地域の学び合いの輪を広げていくうえで有効な取組として位置づけ、支援していきます。

事業	概要	担当	教育プラン
地域文化祭の実施	地域に学習成果を発表、還元する場として、また、公民館利用団体相互だけでなく、地域住民との交流を深める場として、公民館施設を利用する団体が実行委員会を組織して地域文化祭を企画・運営する。	公民館	9-31

4－5 地域人材のネットワークづくり

調布市では人材育成基本方針を定め、市民に信頼され、市民の視点で考える職員の育成を図っています。

こうした中で、地域主体のまちづくりを円滑に進めていくためには、それを支える多様な人材の育成・活用が重要となります。

このため、職員と地域の団体や関係機関等との連携、協力関係を維持向上しながら、地域人材の掘り起こしや地域間の相互交流の促進など、地域人材のネットワークづくりに取り組みます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援（地域に根差した公民館活動の推進）（再掲）P23	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館（東部公民館・西部公民館・北部公民館）で活動する団体（利用団体連絡会等）で組織する連絡会において、交流や情報交換などをを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照）	公民館	9－ 31
地域連携事業の推進（地域に根差した公民館活動の推進）（再掲）P23	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照）	公民館	9－ 31

※地域に根差した公民館活動の基本的な考え方※

市民の学習意欲に応える事業の実施はもとより、地域の抱える課題や地域の特性を題材にした事業を展開し、地域に根差した公民館活動を繰り広げ、地域交流と活性化を図る。

* 地域に根差した公民館活動はP11, P15, P16, P17, P18, P19, P22, P23に掲載あり

第3章　社会教育計画の推進にあたって

1 連携・協力体制

調布市社会教育計画では、社会教育関係課が取り組む施策・事業を定めています。

教育プランにも示されているとおり、教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していく必要があります。この計画は、市民参画の理念のもと策定されており、またその推進・実行に当たっても市民と行政がともにしていくものであることを前提としています。このことから、これまで以上に地域や関係機関との情報共有や連携・協力に努め、取組を着実に推進していきます。

2 社会教育計画の進行管理

調布市社会教育計画は、計画の推進のための進行管理・評価については、調布市教育プランの点検評価の中で行なっていきます。

また、計画を推進していく体制については、教育委員会の社会教育関連部署だけでなく、市長部局の関連部署とも連携して効率的に進めています。

資料

1 調布市における社会教育

社会教育は、学校教育・家庭教育と並び、我が国の教育を支える3つの柱のひとつで、市民の自主的な学習活動を基本に、地域の様々な課題と結びつきながら、長年にわたり展開されてきました。社会教育とは、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と社会教育法で定義されています（第二条）。また、社会教育行政の役割は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努め」ることと規定されています（第三条）。

調布市でも、市民の相互的な学習活動が活発にすすめられるために、社会教育行政はその環境づくりにつとめてきました。昭和36年には社会教育委員の会議が発足し、以後、図書館や公民館、郷土博物館や武者小路実篤記念館など社会教育施設を設置してきました。平成17年には市民参加によって「調布市社会教育計画」を策定し、社会教育の振興に取り組んできました。

一方、昭和56年の中央教育審議会において「生涯学習」の理念が登場し、平成2年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成18年には教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定義されました（第三条）。生涯を通じ、自発的意思に基づいて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択することができるという生涯学習の考え方、理論的には社会教育・学校教育・家庭教育だけではなく、無意図的で偶発的な学習も含めたあらゆる学習をさす考え方といえます。

調布市でも、市民の多種多様なニーズに対応するため、生涯学習振興に取り組んできました。平成9年には「生涯学習都市づくりをめざして 調布市生涯学習推進計画」を策定、まちづくりの中に生涯学習を位置づけました。

また、平成13年4月には組織改正で生涯学習部門を市長部局に移し、平成15年には「調布市 文化・生涯学習によるまちづくり推進計画」を策定しています。

このように、調布市では、社会教育と生涯学習という2つの考え方から、市民の自主的な学習活動を支援し、環境醸成に努めてきました。これは、他市にはあまり見られない、調布市ならではの特徴といえます。

2 会議記録

		社会教育委員の会議		社会教育計画策定ワーキンググループ※		社会教育計画策定情報共有ミーティング	
		名称・回	開催日	回	開催日	回	開催日
令和4年度	5月	第1回	10日(火)			第1回	17日
	6月	臨時会第1回	21日(火)	第1回	21日	第2回	7日
						第3回	21日
	7月	第2回	26日	第2回	19日	第4回	5日
				第3回	26日		
	8月			第4回	16日	第5回	2日
						第6回	16日
				正副打合せ	23日	第7回	30日
	9月			正副打合せ	6日	第8回	27日
				第5回	22日		
	10月	第3回	4日(火)			第9回	4日
	11月	第4回	29日(火)				
	1月	臨時会第2回		第6回			
	2月	第5回					
	3月	第6回					

※令和4年6月21日社会教育計画策定ワーキンググループを設置。

今後追記予定

3 関係機関への説明・ヒアリング

- ・6月28日 公民館運営審議会の委員長・副委員長に策定方針説明
- ・7月9日 北部公民館, 13日西部公民館, 7月16日東部公民館の各利用団体連絡会会长・役員等からのヒアリング（主な御意見：防音施設を増やして欲しい。体育館が欲しいといった施設に関するこ。サークルの高齢化が課題になっていること。アンケートに関して内容が固い・答えにくい。施設利用のみのつもりでいたが、今は文化祭の準備や地域の一員としての地域への還元、貢献という視点で活動するようになった。）
- ・7月21日 図書館協議会へ策定方針説明
- ・ワーキンググループ会議にて7月19日は公民館関係者, 7月26日, 8月16日の2回は各館職員が参加, 現状を共有, 委員と意見交換
- ・月2回程度、社会教育関係各課で、情報共有ミーティングを実施
- ・10月20日 図書館協議会報告

- ・10月25日 公民館運営審議会報告
- ・11月29日 公民館運営審議会と社会教育委員の意見交換会（予定）

今後追記予定

4 パブリック・コメント手続

計画素案について、調布市パブリック・コメント手続条例に則り、パブリック・コメントを実施し、意見の把握に努める。

期間：令和4年11月21日から12月20日まで

今後追記予定

5 調布市社会教育委員

(1) 名簿

任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日

(令和3年7月1日現在)

No.	氏名	任期	備考
1	荒井 宜子 あらい のりこ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	団体推薦 (調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会)
2	篠崎 光正 しのざき みつまさ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	学識経験者 (元桐朋学園芸術短期大学教授)
3	進藤 美左 しんどう みさ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
4	田村 昇 たむら のぼる	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
5	西牧 たかね にしまき	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
6	新田 重彦 にった しげひこ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
7	福田 なおみ ふくだ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
8	宮下 孝広 みやした たかひろ	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	学識経験者 (白百合女子大学教授)
9	毛利 勝 もうり まさる	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	有識者
10	矢幡 秀治 やはた ひではる	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで	団体推薦 (公益社団法人調布市体育協会)

(掲載順序：氏名五十音順)

(2) 調布市社会教育委員活動記録（平成25年～令和4年）

平成25年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月	<p>東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会 調布市が幹事市として実施 開催日：平成25年11月2日（土） 会場：調布市グリーンホール小ホール テーマ：市民参加の演劇で社会教育を考える 内容：公募した市民キャストにより、いじめや自殺をテーマとした演劇「シャドーボクシング」を上演し、その後、全体で意見交換を実施 参加者数：社会教育関係者70人 一般観覧者50人</p> <p>関東甲信越静社会教育研究大会（栃木大会） 第1分科会 調布市 分科会名：地域の絆を育むネットワークづくり 内容：地域での世代間交流及び、社会教育の実践の場の創出を通じた、市民参加による社会教育の発展について</p>
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
平成26年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
10月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
11月	<p>関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会</p> <p>東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会</p>
3月	<p>社会教育フォーラム 開催日：平成27年3月11日（水） 会場：調布市文化会館たづくり くすのきホール テーマ：演劇を通じて社会教育を考える 内容：いじめや自殺をテーマとした演劇「シャドー・ボクシング」の上演後、演劇を題材に3人の登壇者がいじめの現状や社会教育的アプローチについて議論した。 参加者数：78人</p>
平成27年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月	<p>関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会</p> <p>東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会</p>
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
平成28年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
10月	関東甲信越静社会教育研究大会千葉大会
11月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会

12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
平成29年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
9月	全国社会教育研究大会北海道大会
10月	研修会(深大寺白鳳仏及び本堂等の視察)
	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
11月	関東甲信越静社会教育研究大会静岡大会
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
平成30年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
8月	障害のある人への理解につなげる講座の開催 調布市主催講演会・ワークショップ 開催日：平成30年8月26日（日） 会場：調布市文化会館たづくり12階大会議場 テーマ：「困った子」？それとも「困っている子」？大切な子どもたち のよき理解者となるために（講師：星山麻木 明星大学教授） 参加者数：102人
10月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
11月	関東甲信越静社会教育研究大会長野大会
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
令和元年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月	令和元年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会 調布市が幹事市として実施 開催日：令和元年11月24日（日） 会場：調布市グリーンホール小ホール テーマ：市民参加演劇で不登校問題を考える 内容：公募したキャストにより、演劇「トシドンの放課後」を上演し、 全体討議を行った。 参加者数：社会教育関係者46人 一般観覧者42人 関東甲信越静社会教育研究大会埼玉大会
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
令和2年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月	全国社会教育研究大会・関東甲信越静社会教育研究大会新潟大会 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
令和3年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月	関東甲信越静社会教育研究大会東京大会

	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
12月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会
令和4年度	
4月	東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
11月（予定）	関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会
	東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会
12月（予定）	東京都市町村社会教育委員連絡協議会交流大会

7 社会教育施設一覧

◆公民館

名称	所在地	電話
東部公民館	若葉町 1-29-21	03-3309-4505
西部公民館	上石原 3-21-6	042-484-2531
北部公民館	柴崎 2-5-18	042-488-2698

◆図書館

名称	所在地	電話
中央図書館	小島町 2-33-1	042-441-6181
国領分館	国領町 3-12-1	042-484-2000
調和分館	西つつじヶ丘 4-22-6	042-485-2000
深大寺分館	深大寺北町 5-17-3	042-485-3350
神代分館	西つつじヶ丘 1-40-5	042-485-0054
宮の下分館	上石原 3-34-10	042-486-5798
緑ヶ丘分館	緑ヶ丘 2-25	03-3300-7672
富士見分館	富士見町 2-3-26	042-481-7664
若葉分館	若葉町 3-16-13	03-3309-3411
染地分館	染地 3-3-1	042-488-8393
佐須分館	佐須町 4-42-2	042-485-1306

◆郷土博物館

名称	所在地	電話
郷土博物館	小島町 3-26-2	042-481-7656
郷土博物館分室	布田 6-61	042-481-7651

◆武者小路実篤記念館

名称	所在地	電話
武者小路実篤記念館	若葉町 1-8-30	03-3326-0648

◆八ヶ岳少年自然の家

名称	所在地	電話
八ヶ岳少年自然の家	山梨県北杜市高根町清里 3545-1	0551-48-2014

◆青少年交流館

名称	所在地	電話
青少年交流館	飛田給 1-52-1	042-481-1115

次期調布市社会教育計画策定 に向けたアンケート調査

次期調布市社会教育計画策定に向けたアンケート調査

この調査は、前社会教育計画の評価及び計画見直しに当たって関連団体及び個人のニーズを把握するために実施した意識調査です。237件の回答があり、内訳としては個人が88、団体が149件でした。調査結果の概要については以下のとおりです。

(1) 名称 次期社会教育計画策定に向けたアンケート

(2) 調査目的 現行社会教育計画の評価および見直しにあたって関連団体・個人ニーズ把握

(3) 調査設計

ア 調査地域 調布市全域

イ 調査対象 社会教育に関わる各種団体、個人

ウ 送付数 紙面調査票200部、紙面チラシ240部、その他データで送付

エ 調査方法 インターネット調査、社会教育施設での紙面配付・回収

オ 調査期間 令和4年7月5日(火)～19日(火)

カ 調査内容の考え方 策定方針(案)のとおり時点修正という観点で検討する。平成24年度に実施したアンケート結果は活かしつつ、委員意見をもとに、新たに考えられる課題の把握に努める。設問数は、回答しやすいよう、なるべく少なく設定する。

キ 広報

(ア) 市報7月5日号

(イ) 市公式ホームページ

(ウ) 市公式Twitter

(エ) 市公式LINE

(オ) 依頼団体 平成24年度実施の際の配付先を参考に決定

リーダーグループ、社会教育関係団体、学習グループ、

公民館利用登録団体、健全育成推進地区代表者連絡協議会、

公立学校PTA会長、体育協会正会員、文化協会、学校開放運営委員

カ 配付施設 各公民館、図書館、郷土博物館、武者小路実篤記念館、

文化生涯学習課、市民活動支援センター利用団体、窓口

(4) 調査内容

ア 団体対象の設問 施設利用の有無、利用している社会教育施設はどこか、利用していない場合その理由、団体の活動目的、団体の活動における課題(構成員の高齢化、施設が使いづらい、コロナ禍で集まりづらい、ITを活用した活動が難しいなど)、これから地域の課題と社会教育(課題解決のために、団体として今後取り組む予定のテーマ)、地域の課題解決に取り組む上で支援して欲しいこと

イ 個人対象の設問 利用している社会教育施設はどこか、利用していない場合その理由、どのようなテーマに興味があるか、どのようなきっかけがあれば団体活動に参加するか、

ウ 共通項目 平成24年度策定の「調布市社会教育計画」における4つの目標に関する満足度に関する設問とその理由、社会教育全般への意見

(5) 結果を見る際の注意事項

ア 集計方法

本調査では、回答者数が少ないために、本調査の結果が調布市における傾向と異なる可能性があることを御理解のうえ、調査結果をご覧ください。

イ 数値の端数処理方法

回答比率は、少数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、百分率の合計が100%にならない場合や、内訳の合計等が、表示されている値と一致しない場合があります。

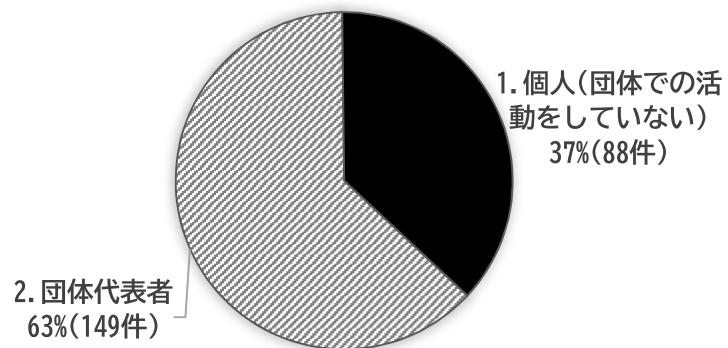
上記比率の分母となる回答総数は、「n」として掲載しています。

ウ その他

本文及び図表において、設問選択肢の表記の長いものについては、煩雑さを避けるために、一部で表記を簡略化しています。

問1 該当する回答区分をお答えください。

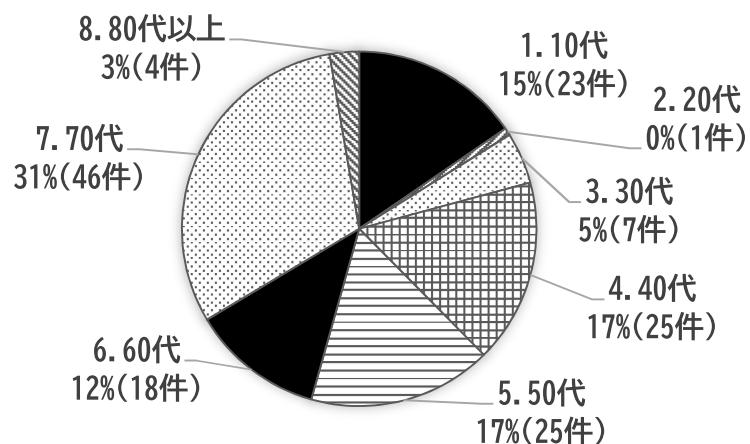
(n=237)



<団体体表者回答>

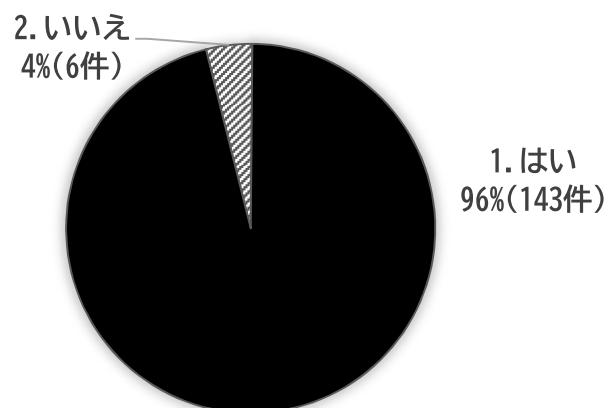
問2 貴団体の会員で最も多い年代をお答えください。

(n=149)

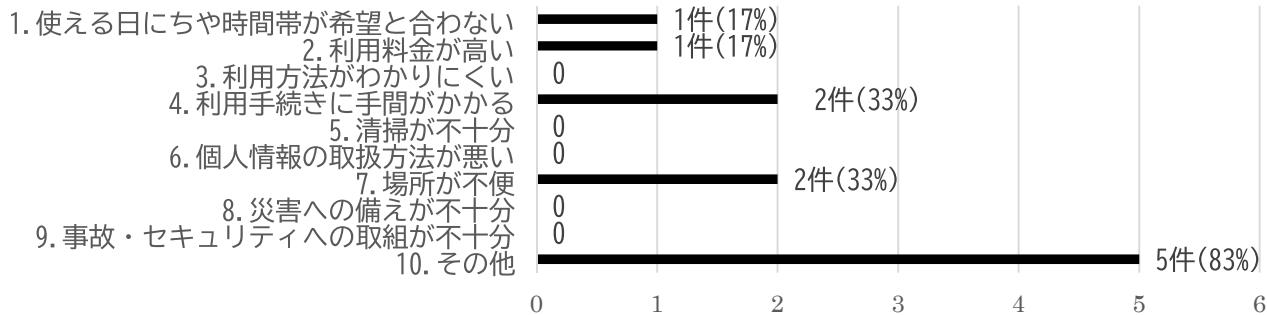


問3 貴団体は活動で市の施設を利用していますか。

(n=149)



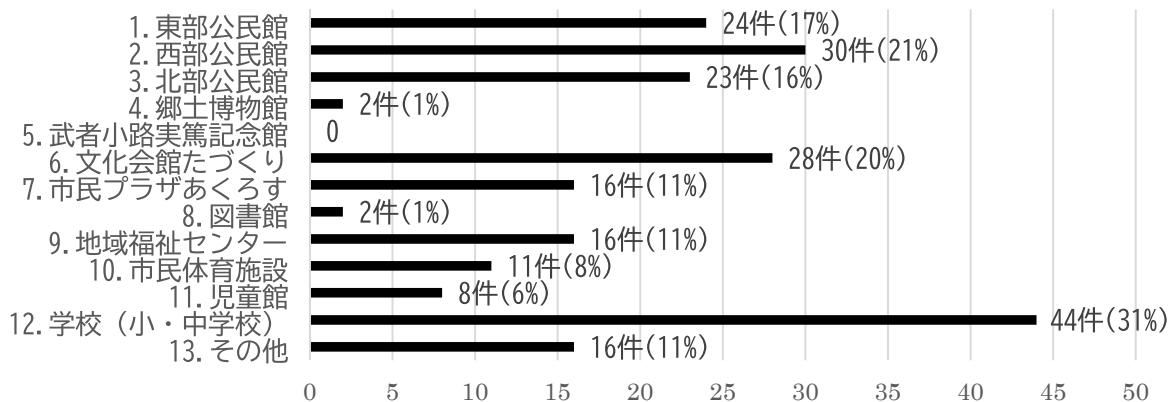
問4 問3で「いいえ」と回答された方にお尋ねします。
貴団体が市の施設で活動をしない理由をお答えください。(複数回答可)



10. その他の回答

- 活動拠点は基本的に学校施設であるため
- 市以外のある程度自由に使用可能な施設を借用可能のため「日常会議の場合」
- 小学校の施設で事足りているから
- 外部施設の使用が必要になるような活動はしていないため。
- スポーツ団体であり体育館を使用する

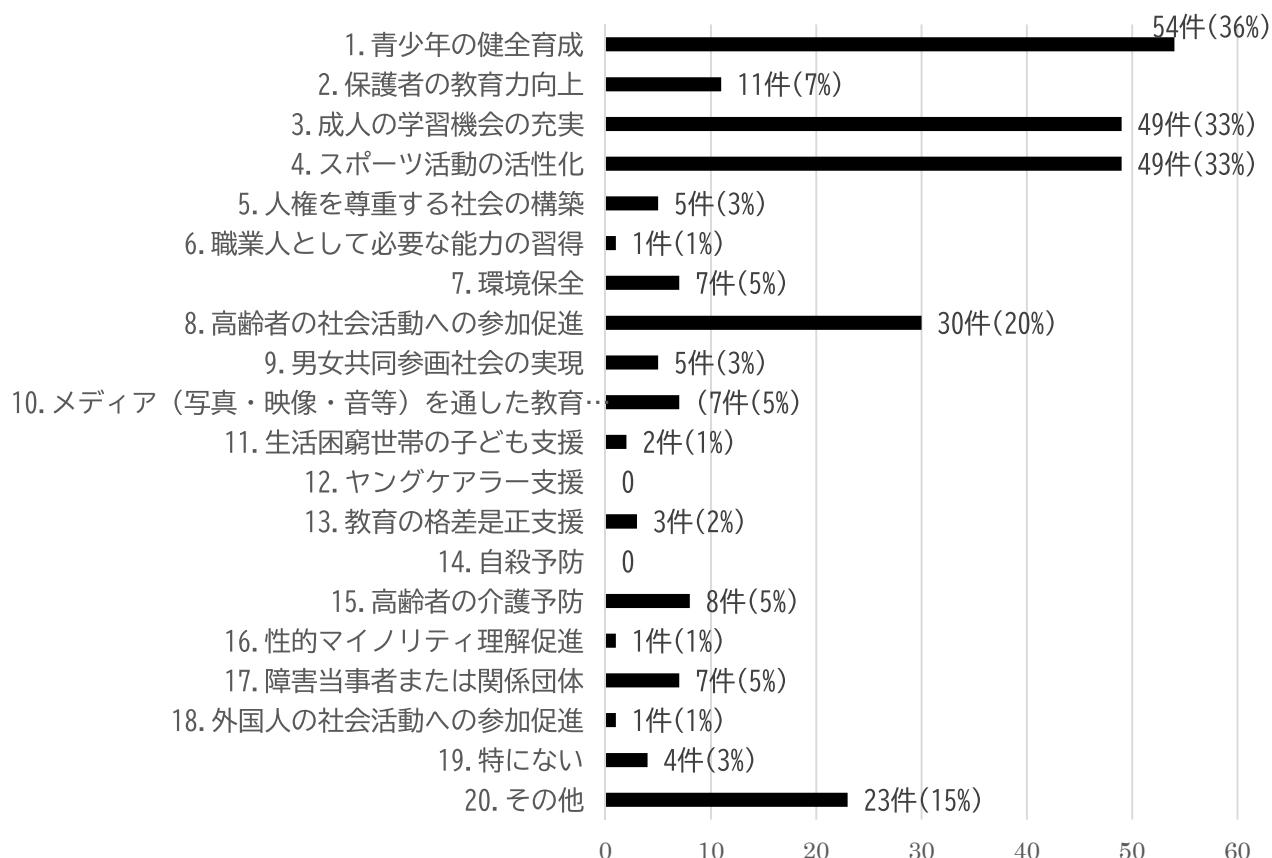
問5 問3で「はい」と回答された方にお尋ねします。
貴団体が普段よく利用する施設をお答えください。(複数回答可)



13. その他の回答について

- 柴崎ふれあいの家
- ふれあいの家（上ノ原）
- 富士見町ふれあいの家
- 国領ふれあいの家、社会福祉協議会福祉センター
- 総合福祉センター（2件）
- 社会福祉協議会、こころの健康支援センター
- 教育会館、ふれあいの家
- 教育会館会議室
- つつじヶ丘児童館
- 多摩川自然情報館
- 多摩川児童公園野球場
- 多摩川河川敷グランド
- 大町グランド
- 関東村
- 関東村 A4.D3 グランド、多摩川河川敷グランド

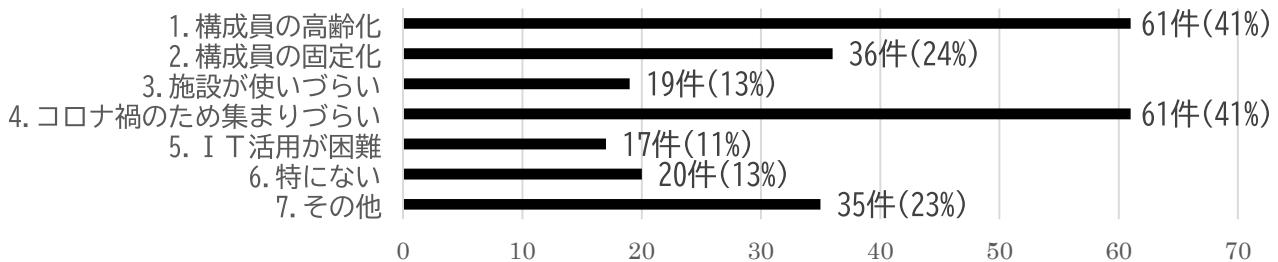
問6 貴団体の活動目的をお答えください。（複数回答可）



20. その他の回答

- ・地域での友達づくりと新しいことへの挑戦
- ・地域の文化活動（生涯学習、合唱）
- ・地域と学校の協働
- ・伝統文化の継（2件）
- ・剣道という日本固有文化を次世代へ継承する
- ・市の歴史たんさ
- ・趣味の充実、老化の防止
- ・各自の技術の研鑽と大正琴の普及。生涯学習。地域社会への貢献。会員相互の親睦
- ・高齢者の健康ときずなづくり
- ・公民館が、市民の豊かな学び場になること
- ・技術の向上と相互の親睦
- ・西部地域の文化の向上と親睦
- ・市民に音楽を楽しんでもらう
- ・楽器の演奏活動
- ・憲法についての学習
- ・防災の取り組み
- ・余暇の充実
- ・ジュニアリーダー講習会
- ・開放運営委員会
- ・PTA
- ・小学校のPTA
- ・回答なし

問7 貴団体が活動していくうえでの課題はありますか。（複数回答可）



7. その他の回答

<施設>

- ・場所確保
- ・小学校の校庭を利用しているが、児童が増え臨時のプレハブ教室が作られ、校庭が狭くなり活動が制限されると共に、財政面も厳しくなってきている。
- ・西調布体育館をよく利用しますが、来年3月で取り壊しときいています。利用できる体育館がなくななり、活動場所が少なくなり、困っています。
- ・現在の主要利用施設である西調布体育館が無くなる事
- ・総合福祉センターが移転すると困難になるかもれない(2件)
- ・施設の予約がとりにくい

<コロナ禍>

- ・コロナ禍のため活動が制限される。
- ・コロナ禍のため、グループを分けて活動しないといけない。

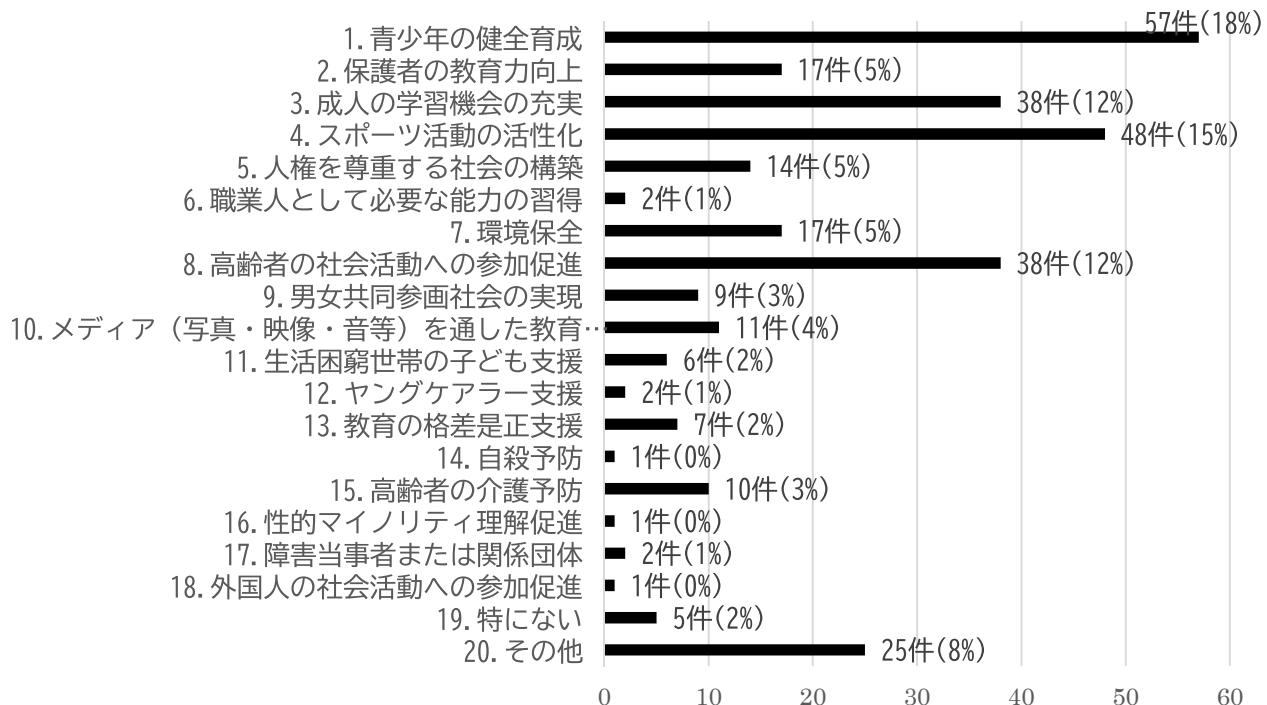
<会員・参加者>

- ・会員が集まりにくい
- ・人員確保
- ・会員を増やすこと
- ・会員数の減少(2件)
- ・参加者の減少、運営者の減少
- ・若い方の参加が今は少ない気がします
- ・これ以上人数を増やせない。
- ・構成員持続化
- ・構成員が少ないため、地域文化祭などへの協力の負担が大きく、登録団体であり続けるか否か常に揺れている。
- ・PTAに積極的に参加する保護者が減っている
- ・ボランティアが時代にそぐわない。市からの協力もマイナスに感じる。
- ・本人の健康状態や家族介護のために長期欠席があり、参加人数がばらつくことがある。

<その他>

- ・公民館にWi-fiがなく、活動時間にパソコンで参考画像などを皆で見られない。早急に導入してほしい。
- ・児童館には今まで用器具を置かせてもらえていたのに、それが認められなくなること。
- ・茶道の稽古をしています。稽古道具をおく場所がありません。以前はそれなりの場所を提供されていたのですが、いまはお盆二枚ほどしか使ってはいけないといわれています。お茶は道具がないとお稽古出来ません。隙間はあるのですから使わせてほしいと思います。
- ・和室の炉の位置がおかしい
- ・可能であれば30分~一時間利用時間帯を延ばして欲しい
- ・子どもの為に尽力をしていますが、親子の声掛けが重要なポイントとなるかと思います。
- ・関東村グランドD3にトイレ及び倉庫を設置していただきたいです。
- ・2.の原因とも言えますが、活動のPR力不足
- ・運営者が固定
- ・運営上の問題を聞いているだけで、活動目的としての課題はきいていないのでは?
- ・回答なし(3件)

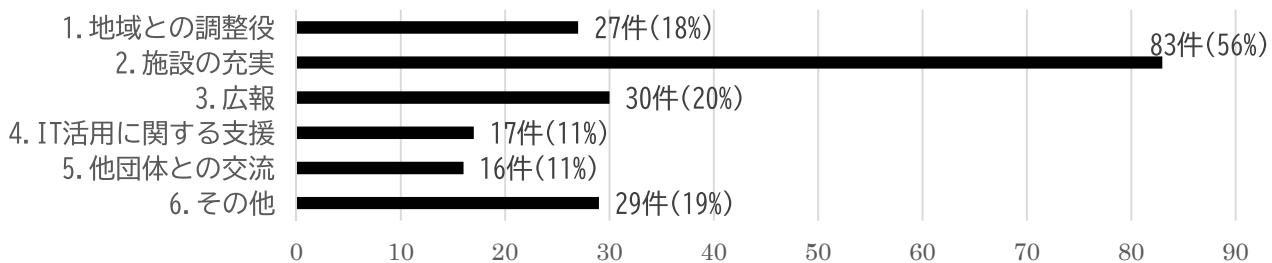
問8 貴団体が地域の課題解決のために、今後、取り組んでいきたいテーマをお答えください。（複数回答可）



20. その他の回答

- ・和太鼓の普及と音楽文化の振興
- ・剣道という日本固有文化を次世代へ継承する
- ・地域の文化活動(生涯学習)への貢献（訪問合唱等も含む）
- ・地域課題解決のためだけに、活動をしている訳でないので、この具体的なテーマには答えられない。学ぶ場、暮らしを豊かにする地域の拠点である公民館が発展できるように大切に思い活動をしている。
- ・公民館を中心とした地域のきずなを広げていく
- ・コミュニケーションの活性化
- ・外国人の社会活動への参加促進
- ・障害理解を深め、共生社会をめざす
- ・障害当事者または関係団体(2件)
- ・高齢者の健康ときずなづくり
- ・高齢になってもできる活動です。部員を増やしたい。
- ・健康寿命を延ばす取り組み。防災の取り組み。
- ・ジュニアのスポーツ参加減少策への取り組み
- ・子どもたちへの環境教育のためのフィールド提供等
- ・体験活動への協力
- ・憲法をくらしに活かすこと
- ・特にない(6件)
- ・回答なし(2件)

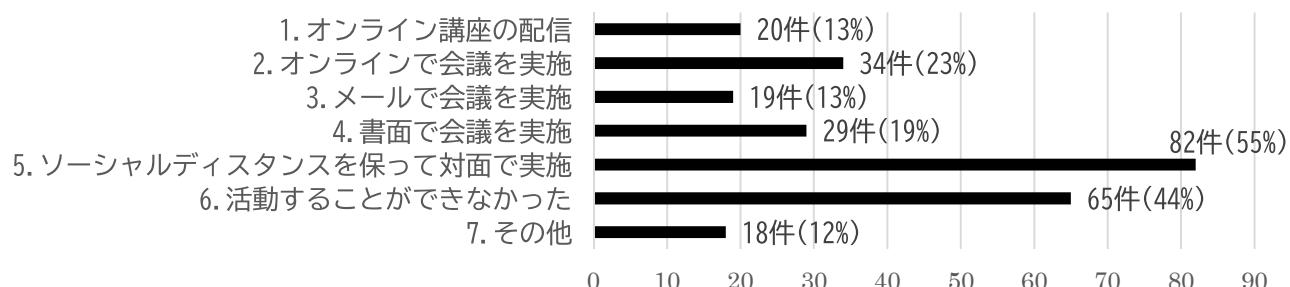
問9 貴団体が課題解決に取り組んでいくうえで支援してほしいことは何ですか。（複数回答可）



6. その他の回答

- ・緑と公園課との連携
- ・学校との連携
- ・学校施設の使用がストップする=活動困難となるため
- ・プレハブ教室がある期間は市施設借りる優先度を上げて欲しい
- ・防音設備の整った練習環境
- ・交通手段の充実、特にミニバスの本数削減解消
- ・外国人が参加される際の通訳の派遣・紹介。
- ・高齢化のため役務をする人がいない
- ・簡易にPTA活動ができるモデルケース等を提示してほしい
- ・ボランティア的なもの廃止。しっかりと資金援助してほしい。
- ・コロナ禍のため、現状維持の持続を願います。
- ・今の状態で充分です
- ・特になし(6件)
- ・回答なし(11件)

問10 貴団体が、コロナ禍において等、対面での活動を制限されたときに実施した対応についてお答えください。（複数回答可）



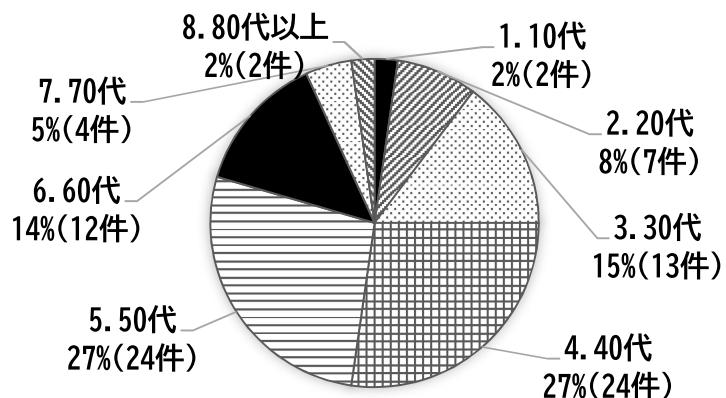
7. その他の回答

- ・換気とくっつかないように私語をなくした。
- ・消毒、手洗いの徹底
- ・マスクの着用。換気
- ・オンラインでの活動
- ・オンラインでの初心者向け稽古
- ・LINE、LINE Works
- ・講師との通信による学習
- ・グループを二部に分けている。
- ・一回の人数制限をして回数を増やした
- ・日にちを分けて、一度の開催に少人数で対応
- ・自宅で自主製作をした
- ・自主トレーニング

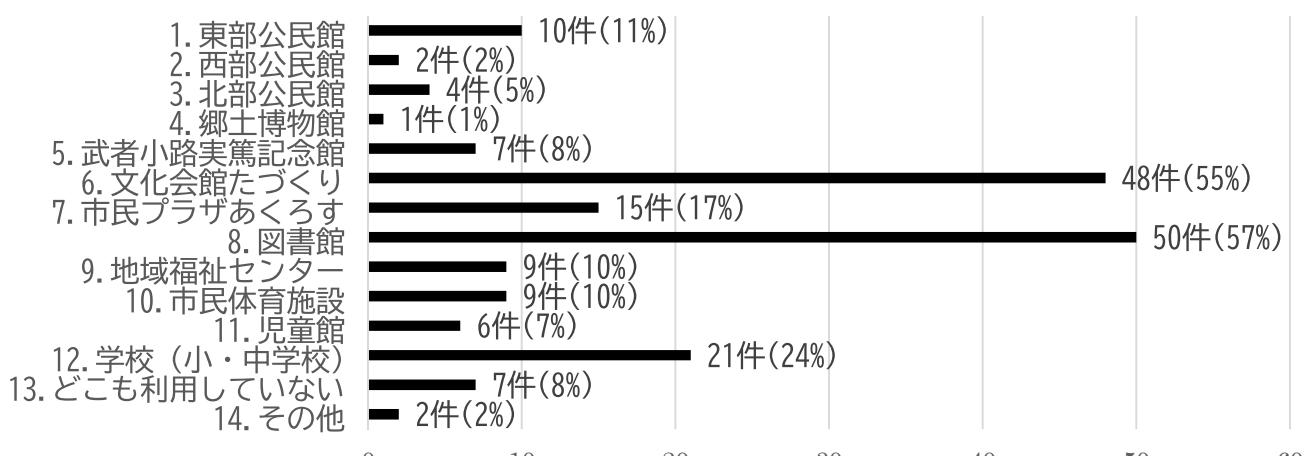
- ・対面活動に意義があると感じるため、対面制限によるダメージは計り知れない
- ・屋外活動のため保全活動や崖線ウォークなどのイベント実施
- ・公民館が閉館した時以外は、コロナ禍でも希望者が活動していました。
- ・何もしないことが対応。
- ・休会にした時もありました。
- ・2020年1月から現在までに計4ヶ月中止

＜個人回答者回答＞

問11 貴方の年代をお答えください。 (n=88)



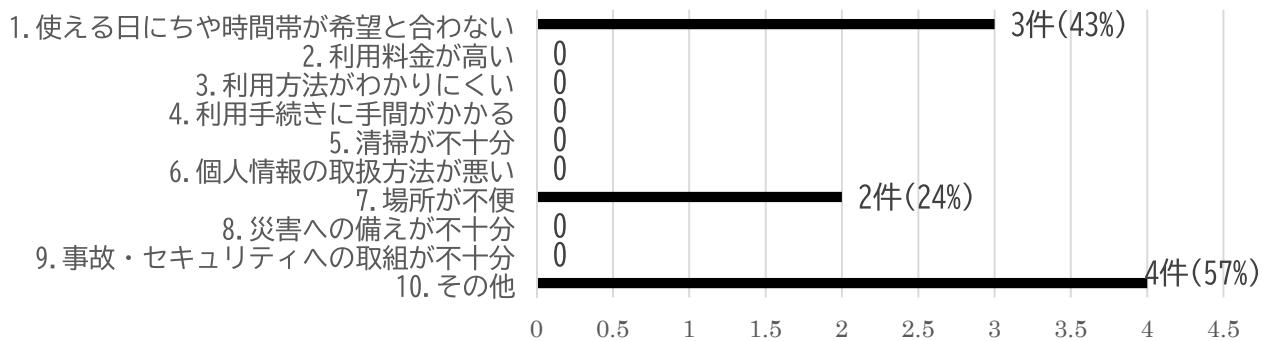
問12 普段よく利用している施設はどこですか。(複数回答可)



14. その他の回答

- ・染地ふれあいの家
- ・すこやか

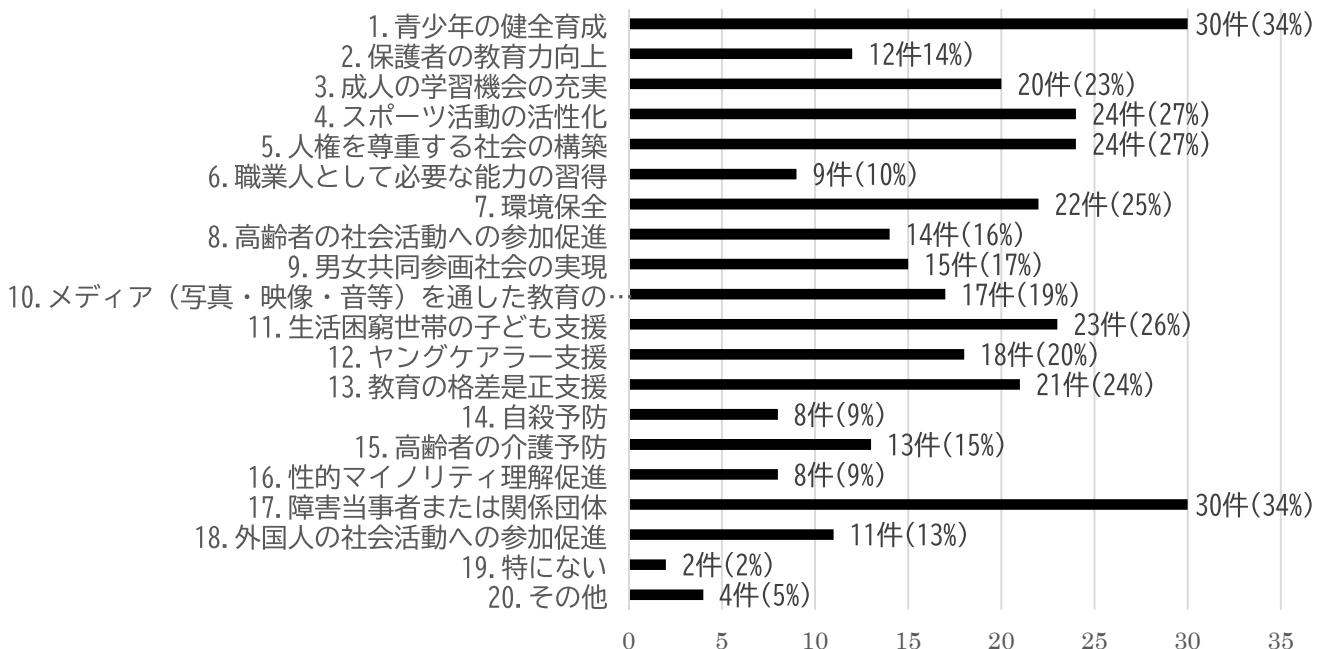
問13 問12で「どこも利用していない」と回答された方にお尋ねします。
利用していない理由をお答えください。(複数回答可)



10. その他の回答

- ・特に行く理由がない
- ・古くて汚い、暗い
- ・利用したいと思う中身が、ないか、わからない
- ・インターネットなどの普及あまり必要性を感じない

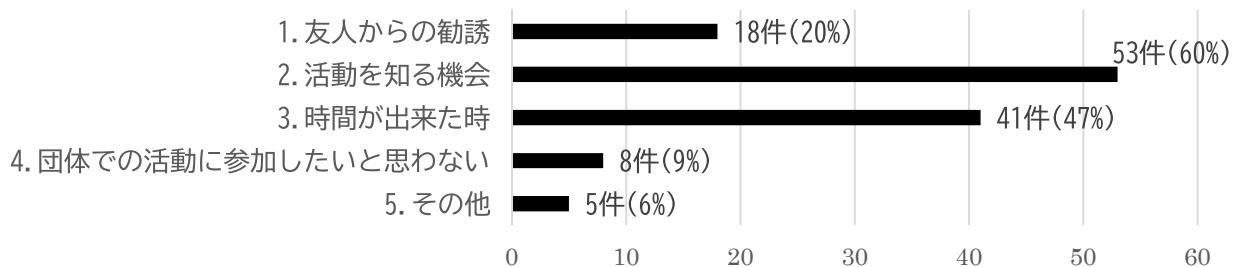
問14 貴方は、どのような学習テーマに興味がありますか。(複数回答可)



20. その他の回答

- ・虐待の防止等、子どもの権利
- ・子育て支援
- ・市史
- ・教師のレベル低下、教育力低下に伴う教育力向上促進

問15 貴方はどのようなきっかけがあれば、問14で回答したようなテーマの団体活動に参加したいと思いますか。（複数回答可）

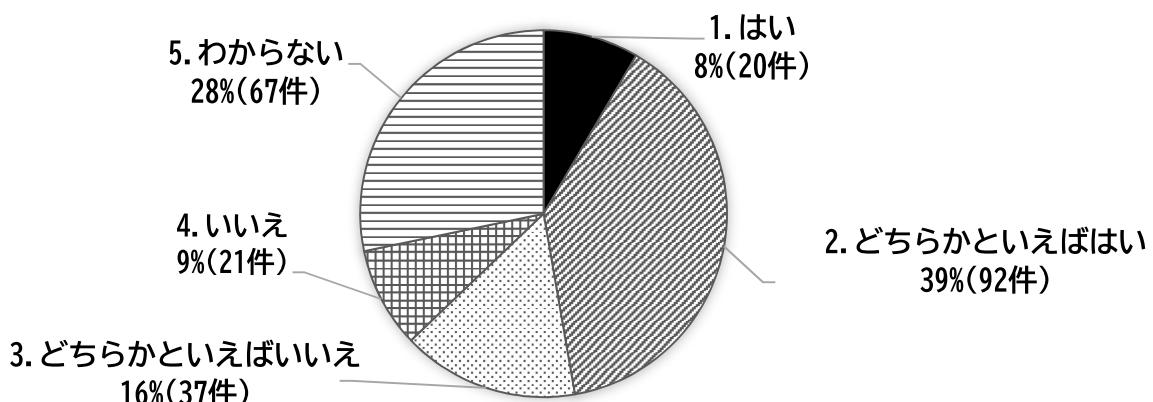


5. その他の回答

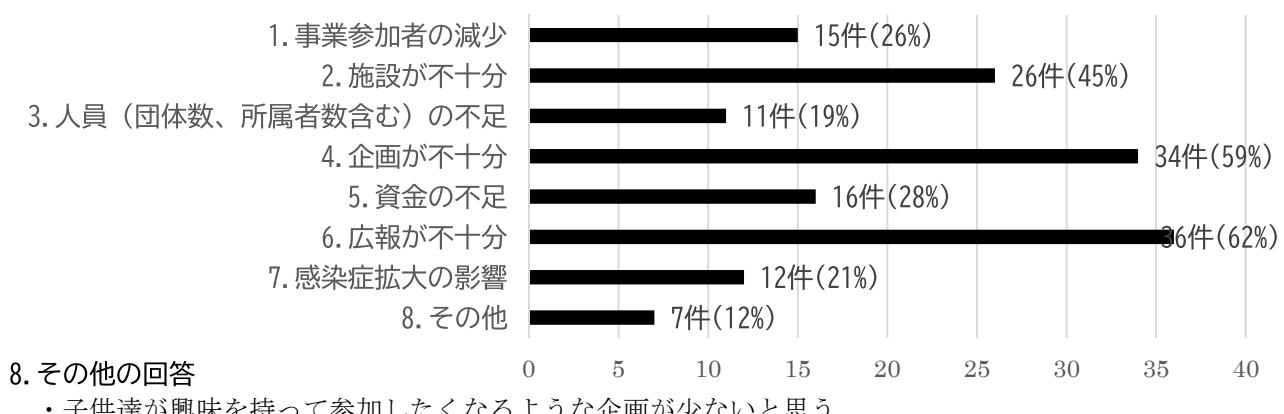
- ・知人がいなくとも参加しやすい雰囲気があれば。ボランティアの体験会など。
- ・空いた時間でスポットで活動できること
- ・インターネットなどの活用
- ・発信力
- ・回答なし

<共通項目>

問16 調布市の社会教育行政について、子どもを地域で育てる学習・交流・体験活動の事業は活発に実施されていると思いますか。 (n=237)

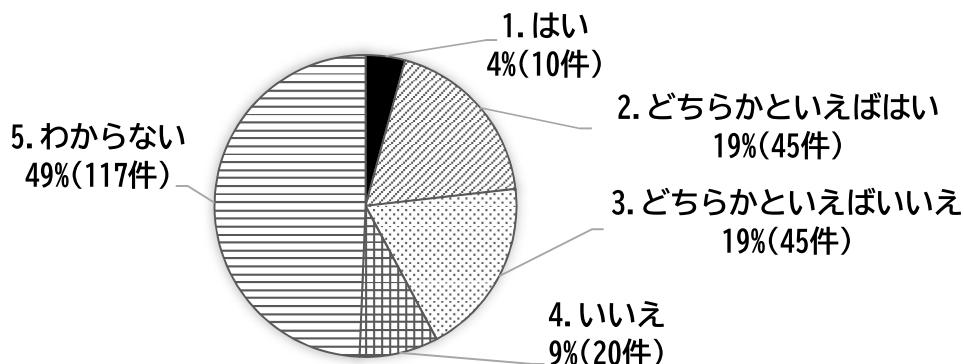


問17 問16で「どちらかといえばいいえ」または「いいえ」と回答された方にお尋ねします。その理由は何ですか。（複数回答可）

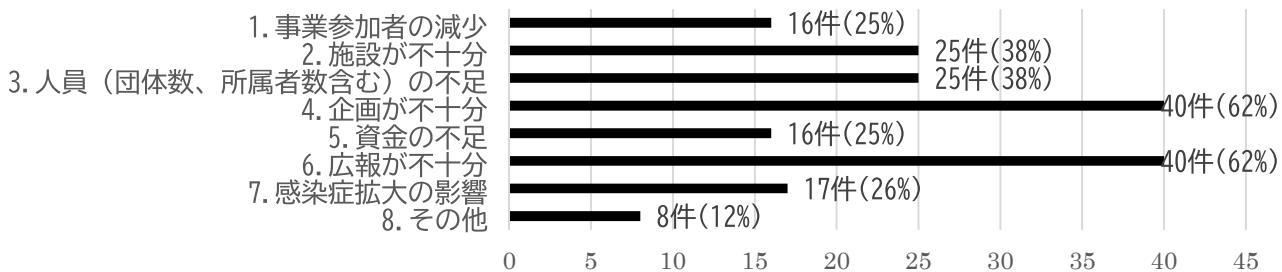


- ・子育て世代の興味をひけているかが疑問
- ・公民館等での社会教育上では子ども対象が行われているが、環境保全等、学校や児童館との連携が難しい。
- ・何かあった場合に責任が発生し得る場合は、総じて消極的すぎる。例えば餅つき大会。もちを食べるな、持ち帰るな、捨てろとは、SDGsに反し、市役所の発言とは思えない。日本の伝統行事を存続させる活動を率先して実施して欲しいのに、伝統をつぶす発言には失望した。
- ・公民館では、実施されていると思いますので2に○であるが、いいえの問題もあるのでいいえにした。公民館施設は施設が不十分であるから募集人数が限られ、すぐ一杯になるので広報がする必要がない。もっと広報ができれば公民館を知ってもらえると思う、また良い企画をしていると思うが、親も子供も忙しい。土日に企画をし職員は頑張っている。予算がない。
- ・調布市に比べ、他市などの方が進んでいると聞いたから
- ・魅力がない。人が決まっている。

問18 調布市の社会教育行政について、社会参加に制約を受ける人（障害者・外国人・高齢者など）の学習事業は活発に実施されていると思いますか。（n=237）



問19 問18で「どちらかといえばいいえ」または「いいえ」と回答された方にお尋ねしますその理由は何ですか。（複数回答可）

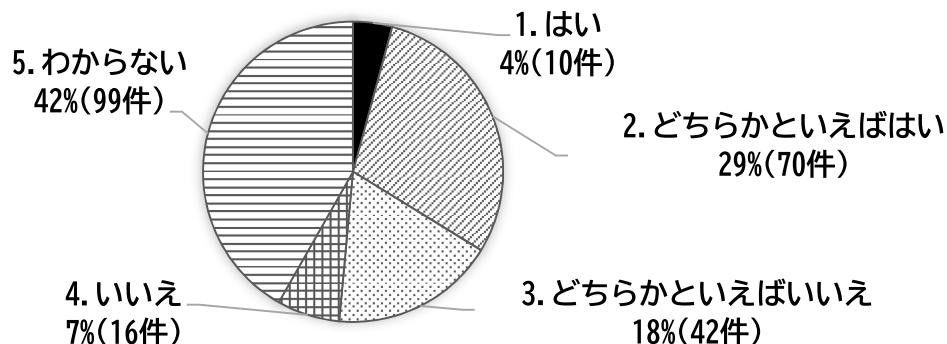


8. その他の回答

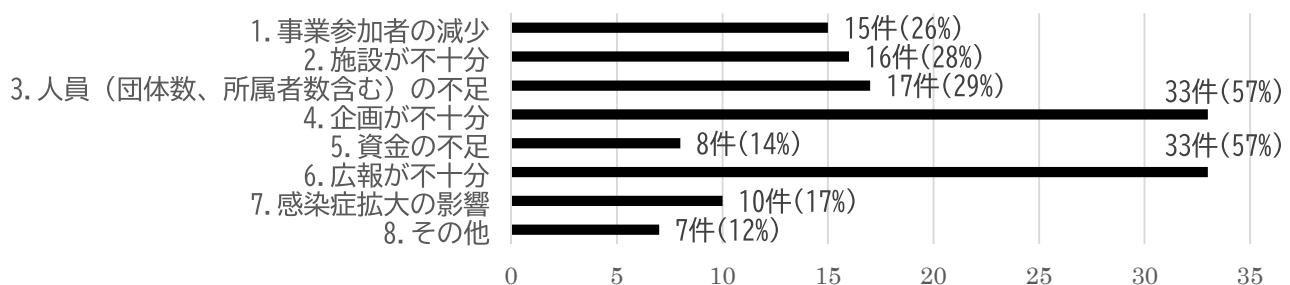
- ・高齢者にとっての施設の不便さ（交通の便、階段が多い、和式トイレが多い）
- ・車イスを設置してほしい。バス停に案内板を設置してほしい。
- ・子ども、制約を受ける人具体的な事業に資金不足しているかをきいているが、そのことは市民はわからない。公民館全体の予算は少ないわりに多種多彩の企画を立ててくれている。他の課の様に事業を委託していないので、予算は抑えられている。障がい者・外国人の学習事業は不十分である。高齢者の学習事業は活発である。
- ・高齢者、外国人を対象とした事業は目にする機会が多いように思うが、そもそも障害者を対象とした学習事業は少ないように感じる。「障害者」と言っても多種多様で年齢層もバラバラであるため難しいからなのか、対象者が少ないからなのか、理由は分からぬ。
- ・開催回数が少ない。
- ・公民館等での実施が特に障害者・外国人対象の事業は少ないようだ。

- ・参加する人数の規制がある。開催ジャンルが少ない(興味をもてるものが少ない)
- ・グラウンドは多く有るが、自由にできる所が全くない。

問20 調布市の社会教育行政について、市民が地域の課題を調査・発見し、まちづくりにつなげる学習事業は活発に実施されていると思いますか。
(n=237)



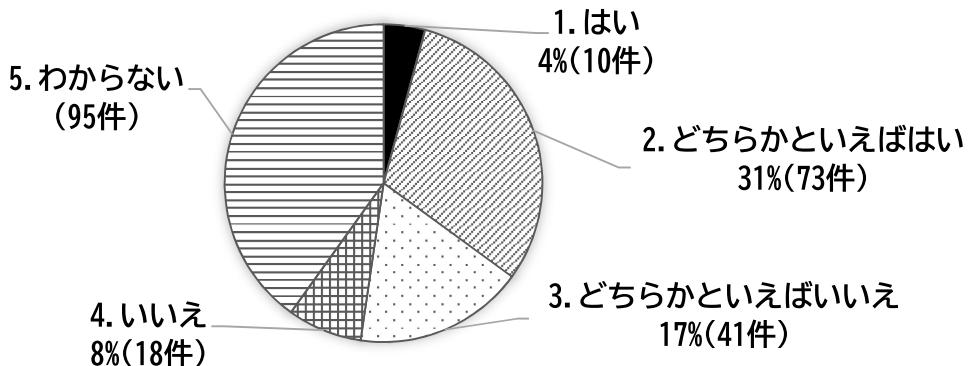
問21 問20で「どちらかといえばいいえ」または「いいえ」と回答された方にお尋ねします。その理由は何ですか。（複数回答可）



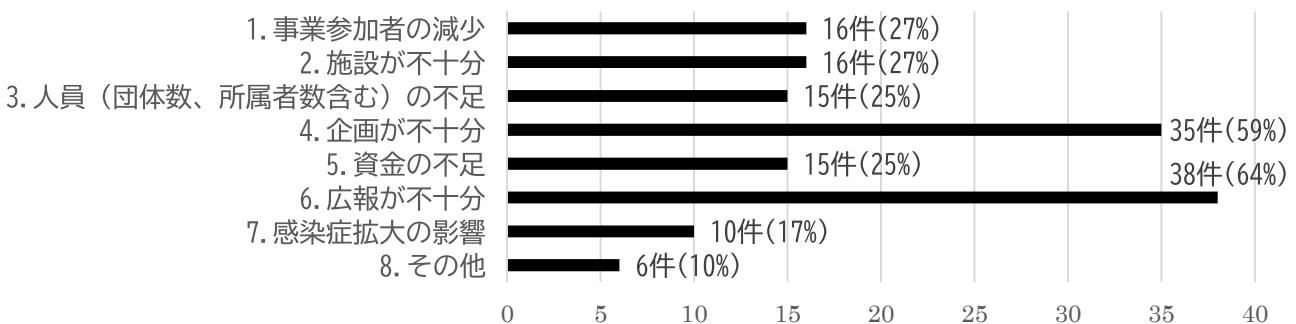
8. その他の回答

- ・20～50代の参加できる事業を行ってほしい
- ・現役世代の参加しにくい
- ・成人学習事業が少ない、サークル化への支援が十分ではない（公民館では努力しているが）
- ・市民が地域事業参加へ興味を持つための工夫が必要
- ・公民館においては、繋げるようしてくれているが、まず市民が自分の課題が、地域の課題、まちづくりの課題と結びつけるところまでは難しい。市民が調査・発見し、まちづくりをしないといけないのか。行わないといけないのか
- ・野球、サッカー等の施設は充実しているが、老人の為のものが皆無だ！グラウンドゴルフ等の専用グラウンドの新設！
- ・社会教育行政としては、見た事聞いた事ない。

問22 調布市の社会教育行政について、市民と行政が共同して企画する学習事業は活発に実施されていると思いますか。
(n=237)



問23 問22で「どちらかといえばいいえ」または「いいえ」と回答された方にお尋ねします。その理由は何ですか。(複数回答可)



8. その他の回答

- ・参加者の高齢化
- ・公民館では、共同してた団体と実施していると思うが、資金がなく職員の人数も少なく、企画が思うようにできていないと思う。
- ・市民企画講座をどこで実施できるのかわからない。相談窓口はどこかわからない。
- ・学習事業に相応しいスキルを有した方、また意欲がある方の情報が不足している（2件）
- ・社会教育行政としては、見た事聞いた事ない。

問24 調布市の社会教育全般についてご意見等がございましたらご自由にご記入下さい。

<社会教育>

- ・社会教育という言葉がピンと来ないため、意見しづらい
- ・社会教育に熱心な人と、そうでない人の差が大きい。社会教育自体が巨大なので、もう少し身近な分り易く分化して、市民にやっている事をもう少し見える化を！！社会教育自体からくるイメージが固すぎる感じがする。
- ・社会貢献への一歩目、そのキッカケ作りを工夫しましょう
- ・調布市の社会教育計画は大勢の市民参加で起草した他市に誇れる計画です。まさに市民参加と協働の成果であると思いますが、年々、まちづくりへの市民参加が難しい状況になってきています。特にコロナ禍においてはなおの事です。人のつながりが制限され、分断も生まれている今、社会教育がますます重要な思います。コロナ禍における課題、さらにはSOGI、ケアラー支援、ひきこもりなどについても取組める計画にしていただきたいと思います。

・調布市は社会教育施設（図書館・公民館・郷土博物館等）はあるものの、その施設を活用して、社会教育が学校・福祉・環境分野の事業等との連携が十分ではない。公民館運営審議会にも以前は学校校長やPTAからも委員に入っていたが現在は、学校の行事等が忙しく参加ができないと一昨年より委員をだしてもらえていない。学校以外での学びの場の確保が、地域では必要であり、社会教育が子どもたちが社会で育つ一つの教育の実践の場でもある。社会人や障がい者・外国人などにも社会教育が開かれた場となり、社会教育の確保がされることで調布の社会課題を共有できる場として社会教育が誰にでも役立つといえる。行政も社会教育の場で、コミュニティ醸成や防災での地域つながり、一人親やヤングケアラーの掘り起こしや課題発見、外国人等との共生社会、環境保全の課題等の共有と課題解決をしてまちづくりを行えるよう機会の確保等、行政課題として共有し、誰もが安心して地域の一員として社会生活を送れるように課題解決をできるように場や機会確保ができるよう社会教育を充実していくべきと考える。

＜施設＞

- ・市の武道館をぜひ建てて欲しい。会員にも多いが、市民ランナーやジョガーが増えているので、安全で無料で使える全天候型トラックないしは周回コースが欲しい。それは市民駅伝のさらなる発展に直接つながると思う。
- ・公共施設を利用しにくい。高校生は使えるのかわからない。どんな講座があるか分からない。中学校を卒業するまでは学校で公民館だよりもえたけど
- ・公民館のカルチャーセンター化が進んでいる。生活に余裕のある高齢者が中心である。広く青少年や生活困窮世帯、仕事帰りの勤労者等の方も利用できる企画・施設でありたい。
- ・図書館にいきたいけれどいけない。緑ヶ丘の団地の中の図書館が近いが、あの団地の治安がわるい、虫、害虫、スズメバチが飛んでいる。行くと団地の住民が大きな声でどなるおじいさんがいて、行くのも怖い。子供にもいけとも言えない。どうにかしてほしい。みんなが安心していける場所が図書館ではないのかと存在意義が崩壊しているので市に介入してほしい。みんなの学びの場所を守ってください。

＜団体＞

- ・公民館活動の中でのサークルは、文化祭行事への参加を基本としているので、人員の高齢化に伴い、負担に感じ辞めていく人も多い。コロナ禍で色々なことの見直しがなされ、以前より負担はへってきていることは確かだが、更なる見直しを希望したい。
- ・公民館活動、大学との共催イベント、スポーツ等色々な方面で子供（赤ちゃん）から老人迄様々な活動に参加する機会を与えられていて調布市民は恵まれていると思います。

＜コロナ禍＞

- ・今般のコロナ感染拡大による影響はかなり長期間にわたったため、活動にも影響が及びました。社会教育施設の使用についても、国、東京都、調布市と段階を踏んでいることは承知の上で問合せに対する回答が後手に回っていたように感じました。今後もいろんな状況が想定されるかと思いますが、日常の社会教育活動の重要性が問われるのではないでしょうか。
- ・外出が困難な人も参加（試聴）できるように、オンラインでの安価でキャパシティの大きい講座などがあればよいと思う。市内にあまりこだわらず、広く都内で広域に活動するNPO法人などと連携すれば、企画の種類も広がるのではないか。
- ・コロナ禍において、市の活動が益々消極的になっているように感じる。責任を取りたくないのか、市民が活動しにくい環境を作っている

＜広報＞

- ・市でもいろいろ企画して下さっているとは思いますが私たちが積極的に企画を知ろうとしなければ伝わってこないように思います。興味のわく企画、その伝え方をもっと考慮すべきではないでしょうか
- ・広報する媒体を増やして欲しい。補助金を増額して欲しい。
- ・各施設が情報発信できるWebサイトの開設とICTの活用が望まれます。

＜こども＞

- ・コロナ禍で、子供たちが身近な社会（おつかいに行く、自分たちだけで児童館など安全が確保された場の企画に参加する、図書館に自分たちだけで行く、など）に参加して時に失敗もしながら、自分たちの行動範囲を拡げていくという機会が失われていっているように思います。通り魔的な犯罪も増えており、子どもだけで安心して行動させられる場が減っているとも感じます。私は、発達に凸凹のある小学生を育てる親ですが、子どもは、発達に凸凹があろうとなかろうと未熟なので、失敗が許される場で、実際に地域で活動できる機会が必要だと思っています。派手なイベントなどでなくとも、「子供だけで来ても良い場」「チャレンジしてよい場」が確保されることが、今まで以上に大切だと思います。（子どもがお使い

にいったり、ひとりで近場の公園まで出かけたりするのが 当たり前だった世代の方から見れば、今の子供の社会性や、緊急時の判断力は 未熟、あるいは「年の割に幼い」と見えると思いますが、練習の機会が無いのだと思います）特別支援教室の利用者も、H24 年の 134 人から、R4 年の 613 人と、小学生で 4 倍以上、中学では 7 名→140 名に増えているのも、サポートが充実したということと同時に やはり、社会性・情緒面での幼さが残る子どもたちが増えているのだと思います。イベントの実施ももちろんですが、「幼い」「一人ではトラブルが起きても解決できない」、発達に凹凸があったり 未熟な子どもたちを 公民館・児童館・図書館・スポーツ施設などの場に、日常的に安心して送りだせるよう、子どもにかかわる方々に、発達障害への理解促進や、子どもが未熟さゆえにトラブルを起こしても、対応できる人員配置などの工夫をお願いできないでしょうか。昔は、「高学年の子供たちが低学年のめんどうをみる」といった形での対応がなされていたかもしれません、高学年の子どもたちも、リーダーシップを学ぶ機会が（コロナ渦もあり）3 年程度失われています。大人の見守りのもと、安全に失敗できる場で、数年遅れがあったとしても、社会性をのばせる場場があれば、と切に望みます。

・子ども向けの学習が充実しているので良いと思います。

・子ども、制約を受ける人具体的な事業に資金不足しているかをきいているが、そのことは市民はわからない。

＜障害＞

・障害のある子(小中高、社会人)が気軽に集える居場所やイベント。布田駅前のビル 1 階が常に空き店舗になっているので、調布市で買い取ってイベントスペースにするはどうでしょうか。

・こどもに障害があります。（現在、あおぞらサッカースクールと遊 ing 利用です。）障害児向けのスポーツの機会が少ないので講座など企画していただきたいです。あおぞらサッカーは定員の 3 倍の応募があり、抽選に漏れてしまっている方が多いとコーチから話を聞きました。クラスを増やす、イベントでも参加できるようにするなど、対応してもらいたいです。障害児は習い事のハードルが高く、受け入れてくれるところも限られているので、市で企画していただけすると非常にありがたいです。

・学齢期を過ぎた障害者に対する社会教育全般が不足していると思っています。

・障害者も就労をする方が増え、色々と被害に合うことが多いとききます。本人が気づいてないけど騙してしまったという事もたたあるようです。介助者だけでなく、障害者本人も学べるような講習をお願いします。（例えばスマホについて等）あと、就労を希望する障害者も多いので、色々な企業の方に障害者の就労について理解していただける講習等行っていただけたらと思います。

・障害者が市の施設を利用し、余暇や簡単な学びを経験できる機会が増えることを希望します。自分自身で考えて行動することが難しいケースも多く、生涯教育の観点からも必要だと考えます。よろしくお願ひします。

・たづくりやあくろす等で開かれる講座の中に、障害児者理解に関する講座等があると良いと感じる。講座という形にかぎらず、子育て中の世代が障害あるなしに関わらず親子で参加でき、互いの存在を知り合い、触れ合う機会になるようなイベント（ぼっちゃん大会やら制作イベント等）があったらよいなど障害児を育てる家族としては感じている。

・障害児が参加できるイベントや学習会が少ないまたはあるのかもしれないが、知る機会が少ない。障害者むけのパソコンや体操の教室などのニーズはあるが、市の企画ではない、または知る機会がない。調布市立の学校に通えないどちらかと言うと重度の子どもでも市民なのに、社会教育の分野でも障害児を対象とした企画がないのは悲しい。パラハートちようふ、と聞くが現実は違うと感じてしまう。

＜その他＞

・公民館が中心となって、地域の輪を広げ、きずなを広げていく事業を増やしてほしい。若い世代(20~50代)が参加できる事業を増やしてほしい。西部公民館のみなさんは、少ない事業予算をやりくりして、さまざまの事業を開催しており、頑張っており、感謝しております。しかし、予算不足で断念しているものも多くあります。どうか予算面でも手厚くして下さい。若いも生きがいをもって暮らせる調布市になりますように！！

・三鷹市、府中市、武蔵野市、世田谷区、杉並区などのとりくみをよく調べて、良いところを参考に市民に問い合わせ、その結果を広報に載せ、ガラス張りの行政を推進してほしい。

登録番号 (刊行物番号)
2022-●●●

調布市社会教育計画
(令和5年度～令和8年度)

発行日 令和5年3月

編集・発行 調布市教育委員会教育部社会教育課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

TEL: 042-481-7488 FAX: 042-481-7739

E-mail: syakaiky@city.chofu.lg.jp

URL: <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

印 刷 庁内印刷